

## カンボジア Préangkor 期の諸 titre について

石 沢 良 昭\*

### Studies on the Various Titles in the Inscriptions of Préangkor (Cambodia)

by

Yoshiaki ISHIZAWA

#### I Titre 検討の意味

6世紀末から8世紀までの Préangkor 期は<sup>1)</sup>、次代の Angkor 期に先立つ胎動の時代である。その時代は封鎖的・自給自足的な村落経済から多数の共同体にまたがる広域経済へ向かいながら、社会諸力の変動を引きおこしつつ、やがて祭祀・政治の両機能を備えた強力な支配者をつくり、クメール帝国の名にふさわしい国家組織を生み出そうとする重要な時期である。

Préangkor 期の史料は、主として古クメール語および梵語で綴られた刻文である。それらは宗教とその関連事項および寄付行為についての伝達が目的で作成され、献奉された文書であるために、宗教および寄進の関係者の篤信・事績・寄進などの内容に片寄っている。この史料の偏差は、Préangkor 期の歴史像を描く場合に留意しなければならない点である。

こうした宗教的な諸行為は、宗教が社会の総体と常に相関を持っていたことを意味すると同時に、複雑にからみあった生活の姿容がそこに露呈しているのである。この史料の中に登場する人たちは、Préangkor 期の歴史における社会の公的な活動、つまり、宗教・政治・経済の中心的な人物であり、またはその立場にたたされた人たちであった。社会の成層単位はだいたいの王を頂点とする貴顕・宗教者・諸職の長・住民・Kñum (奴隸) などであった。

カンボジアの碑文には<sup>2)</sup>、人名・地名・神名・物産名などの前に何らかの社会 grade を示す

\* 東洋医科大学

1) Coedès, G. 1964. *Les états hindouisés d'Indochine et d'Indonésie*. Paris. pp. 125-133, 137-144, 161-164, 177-179.

Dupont, P. 1955. *La statuaire préangkorienne*, Ascona. pp. 9-12, 71-112. (本書を以下 “*La statuaire*” と略記する)

2) Coedès, G. 1937-1966. *Inscriptions du Cambodge (Collection de texte et documents sur l'Indochine, III)*, 8, vols. Hanoi-Paris. (本書を以下 IC と略記する)「K.」は G. Coedès 氏がカンボジア碑文につけた標章であり、数字は碑文番号である。

Barth, A. et Bergaigne, A. 1885-1889. *Inscriptions sanscrites de Campā et du Cambodge*. Paris. (本書を以下 “ISCC” と略記する)

titre が付けられている。Titre の形成は、社会・経済のある一定の発達段階をふまえていることはいうまでもないが、それらの titre は、「Vrah Kamratāñ Añ」、「Mratāñ」、「Kloñ」、「Kurāk」、「Poñ」、「Pamnos」、「vā, ku」等である。

Titre は、社会集団における秩序の表現として社会組織の各部分の具体的な証である。当時のカンボジア国内は、一定の領域をもっていたと思われる pura (城市)、それに属する小さな地域の sruk (村)、特殊な区域の寺院 (ācrama) などがあり、これらの titre は、それぞれの社会集団の中の規律もしくは権力によって維持されてきた。その意味において、titre は社会を構成する階層のつづさな身分上の表現であると考えられる。これら titre の相互間には titre を通じて動く力、すなわち支配・被支配の社会関係が存在する。本稿では titre の成層単位としての意味を知ることにより、titre 保持者の社会的 grade および権能と活動範囲を捉え、その構造的属性を考察し、碑文に描かれた古代カンボジア社会を、古クメール語の諸 titre によって詳解しようと思う。

年代の明らかな碑文で、かつインド字母を用いて書かれた最初の古クメール語碑文は、611年の Angkor Bōrēi 碑文 (Tà Kèv 州 Tùol Văt Komnu 寺院) であり<sup>3)</sup>、Īcānavarman I が登位する5年前である。Īcānavarman I は<sup>4)</sup>、初めて扶南の本拠 (Bà Phnom) を攻略し、領土を南へ拡大した王であり、この真臘の南進とともに古クメール語碑文が多く現われて来る。Préangkor 期に属する碑文 (古クメール語・梵語) は、最近の登録をふくめて約250個にのぼり<sup>5)</sup>、その一部は損壊・摩滅で訳出できない。本稿作成に用いた碑文158個 (別表参照) では、各種の titre を保持した人々が篤信的な行動を展開している。特に Mratāñ の titre は39個、Poñ は46個の碑文におよんでいる。この両 titre の人たちは、その寄進財貨の数量および内容から考えて、当時の社会の中核的な役割をしていた階層であろうと思われる。この titre については、E. Aymonier<sup>6)</sup>、G. Coedès<sup>7)</sup>、金山好男<sup>8)</sup> の諸氏が触れてはいるが、その基本的な性格および社会関係について述べた論考は未だない。この両 titre と関連して「Kurāk」および「Kloñ」の titre についても考察すると同時に、併せて少数の titre、諸職の長、宗教者、住民、kñum の存在をも究明する。Préangkor 期の社会は、諸 titre の保持者が活動できるほどの成熟した社会的経済的構造を包有していたのではないだろうか？

3) K. 557 et K. 600 碑文解説 IC. vol. II, pp. 21-22.

4) Dupont, P. *La statuaire*. pp. 78-95.

5) G. Coedès 氏によって登録されたカンボジア碑文は、1,005個あるが、10組24個の碑文が同一碑文となっている。IC. vol. VIII, pp. 73-224.

6) Aymonier, E. 1903. *Le Cambodge*, Tome III, Paris. p. 446.

7) K. 9 Stèle de Phu-hu'u の解説; IC. vol. V, p. 36.

8) 金山好男 1965. 「カンボディア・プレアンコール期の Pura に就いて」『カンボディア管見』東京, pp. 5-6.

## II 「Mratāñ」の属性

Āngkor Bórēi の古クメール語碑文は<sup>9)</sup>、梵語碑文の「追記」のような書式で書かれている。Mratāñ Antār は kñuṃ (奴隸)・sre (稲田)・家畜を Kamratāñ Teṃ Krom 神と Vraḥ Kamratāñ Añ 神との saṃ paribhoga (共同使用) にしたと述べている。Mratāñ は神への寄進財貨に指図をしていた。7世紀初期には、碑文からも判明するごとく、すでに Mratāñ の地位が社会的に確立していたことを証左するものである。この古クメール語 Mratāñ は人名および地名と合成した Kloñ の前におかれている。

Mratāñ の titre を保持していた人がどんな人であったかを調べてみる。まず梵語との照応によって、Mratāñ の一部の人たちはバラモンであったことが明らかになる。651年の Tùol Añ Sraḥ Thāt の碑文では<sup>10)</sup>、

anantanāmā samatiṣṭhipad dvijas sa mālavo liṅgam umāpater idaṃ (Ananta という名の Mālava のバラモンが Umā の夫たる liṅga を建てさせる。)

と述べた梵語文に続いて、クメール語文には、

aṃnoy mratāñ ʹnantasvāmi ta vraḥ kaṃmratāñ añ ṅṛikedāreçvara (V.K.A. ṅṛi Kedāreçvara への Mratāñ Anantasvāmi の寄進)

と書いてあり、両語文の比較により dvija (バラモン) の Ananta は Mratāñ Anantasvāmi と同一人物である。別の碑文では<sup>11)</sup>、「Durgasvāmi という名前の Dakṣiṇāpatha (デカン) 生まれの brahman」という梵語文の後に、クメール語文が、「vraḥ (神) への Mratāñ Durgasvāmi の寄進」と書いており、brahman の Durgasvāmi = Mratāñ Durgasvāmi となる。このように Mratāñ の titre をもつ人の中には、バラモンがいたのである。バラモンは、当時王および王族と祭祀・婚姻を通じて密接な関係をもっていたようである。例えば、異国人のバラモンの記事<sup>12)</sup>、Jayavarman I の娘 Jayadevī と結婚した Çobhājayā という dvija (バラモン)<sup>13)</sup>、Vipra (バラモン) の田地の寄進<sup>14)</sup>と彫像の献納<sup>15)</sup>、Dharmapura に住むバラモン Dharmasvāmin の系族から「rāja(王)に敬愛される数多くの puruṣa(人)が jāta

9) K.557・K.600 Est 1-10 行 (1)

以下本注では、K. [碑文番号] および行・節数のみ記す。碑文史料への言及は本注の末尾の ( ) 印の数字によって「表 Préangkor 期の Titre」の No. を参照ねがいたい。( ) の数字は「表」の通し番号で、「表」には該当碑文の年代 (治世)・名称 (採取地)・言語 (古クメール語: kh 梵語: skt)・所載文献について載せてある。

10) K.910 II 節 3 行 (28)

11) K.438 IV 節 11 行 (18)

12) K. 77 II—III 節 (51)

13) K.904 IV—V 節 (66)

14) K.761 A(1—2) 節 (10)

15) K.589 I 節 (63)

(誕生)した」<sup>16)</sup>など、バラモンのことが多く載っている。王(権)と結びついたバラモンをこれら碑文は述べている。王とバラモンおよび *Mratāñ* とバラモンのつながりは、3者の一体的な関係、特に *Mratāñ* とバラモンが王権に結びついて支配者的色彩を強くもっている。

さらに、*Mratāñ* と王権の有縁を検討していくと、*Mratāñ* は侍者もしくは官僚として役職についていた。*Tûol Kôk Práh* の碑文では<sup>17)</sup>、

poñ oy ta mratāñ medhāvindu kumārāmatya mratāñ oy gui ta vraḥ (Poñ [chāñ] はその [稲田] を王子の教師である *Mratāñ Medhāvindu* に捧げ、*Mratāñ* はそれを神に寄進した。)

と述べて、*Mratāñ Medhāvindu* が王の子弟の *kumārāmatya* (教師) であったことを伝え *Mratāñ Medhāvindu* は王の侍者として教育係の担当者であったことが明らかである。

*Mratāñ* は王の官僚としてその命令下にあった。*Jayadevī* 女王は、*Mratāñ Çakrasvāmi* に無料で田地を供与し、「その *ple* (収穫物) は、*Tripurāntakeçvara* 神に *oy* (納める)」ことを命じている。<sup>18)</sup> *Jayavarman I* は、*Pu Neñ Sevabhāva* に命じて、*vrau* の *kñuṃ* 400人を *Mratāñ Daṃdaṃ* のところから連れ出している。<sup>19)</sup> *Īçānavarman I* は、*amras* (*kñuṃ*) に関して *Mratāñ Anaṅga* に勅令を発している。<sup>20)</sup> 以上の碑文から *Mratāñ* は、王の下で侍者・官僚として諸職についていた人のことである。

王権の結びつきを具体的に記した *Sambôr-prei Kûk* (N 18) の碑文では<sup>21)</sup>、*Bhavavarman I*, *Mahendravarman*, *Īçānavarman I* の3王から「*dār* (授与された) *Mratāñ Añ* の [titre をもつ] *Ācārya*」の寄進とある。*Ācārya* が3人の王から *Mratāñ* の titre を拝受することは、年齢的にも不可能であり、碑文の発見場所から考えて、*Īçānavarman I* より受領したことになるだろう。*Mratāñ* の titre は、王が *Ācārya* の人に授けた titre であり王との結びつきが明確になってくる。

*Mratāñ* は多大の財貨を神に献供している。例えば、*Mratāñ Anantasvāmi* は、*Kedāreçvara* 神へ *kñuṃ*, *sre* (稲田) のほかに *slā tem* (檳榔樹) 400本、*toñ tem* (椰子) 100本を捧げている。<sup>22)</sup> *Phnom Nôk* の碑文では<sup>23)</sup>、「*neḥ tel mratāñ çiva yajamāna* (供奉者としての *Mratāñ Çiva* がここに居る)」と述べて、同碑文のB面ではこの *Mratāñ Çiva* のことを、「*mratāñ yajamāna* (供奉者 *Mratāñ*)」と呼称している。*Mratāñ* の一部の人たち

16) K. 725 IX節 (57)

17) K. 493 30—31行 (33)

18) K. 904 A(19—21)行 (66)

19) K. 137 1—3行 (53)

20) K. 503 I節 (22)

21) K. 149 2—3行 (15)

22) K. 910 12—13行 (28)

23) K. 46 A(9), B(5)(11)行 (81), *Mratāñ Yajamāna* はK. 786およびK. 956に見られる。

は、寄進に関係した供奉者でもあった。

Mratāñ には、バラモンや Ācārya の titre をもった人がおり、王の侍者として kumārāmatya (教師) の職に就いたり、王命を受けて kñum や ple (収穫物) などの仕事を遂行する王の上級官吏であった。

Mratāñ の titre は、このように特定の階級とか、一定の職務を司る人につけられたのではなく、むしろ敬仰的な尊称ではないだろうか。王がこの titre を授与したという前述の碑文から Mratāñ と王権との直接的な結びつきを明察できるが、さらに Mratāñ は寄進に関与した Yajamāna (供奉者) であるところから、寄進とそれに伴う祭儀のことを考察する。Mratāñ Devasvāmi は<sup>24)</sup>、Kedāreçvara 神のために大供犠 (dirghasatra) を執り行ない、

gi ter mratāñ devasvāmi oy ta poñ çruta nu cam ta vraḥ kaṃmratāñ añ  
çrī kedareçvara (そして、Mratāñ Devasvāmi は V.K.A. çri kedareçvara 神  
への奉仕のために Poñ Çruta に [その財貨を] 与える。)

と述べている。この Mratāñ は、祭祀を主催する機能をもっており、宗教的な権威に依存した支配者的立場の「長」の意味をもっていたようである。Mratāñ は、Poñ Çruta に財貨を扱うよう指図し、配下に Poñ をおいて実務を担当させていた。

カンボジア碑文は、大部分が寄進文書であるが、寄進者である titre 保持者の記載のされかたを調べてみると、多くの場合、Mratāñ はそれ以外の titre 保持者たちと併記されて寄進を行っていない。639年の Phu-hu'u の碑文では<sup>25)</sup>、Poñ など10種の titre が列挙され、それぞれ田地寄進を行なっているが、Mratāñ はこの中に加わっていない。681年の Tûol An Tnòt<sup>26)</sup>、Vât Prei Svà<sup>27)</sup>、Tañ Krañ<sup>28)</sup>の諸碑文では、Poñ, Kurāk, Kloñ, Ācārya, Tāñ などが種々の財貨を寄進しているが、Mratāñ はこれら寄進者と肩をならべて献供を行っていない。この事実は、Mratāñ とそれ以外の titre の差異が明瞭であり、Mratāñ の優位性がはっきりしてくる。Mratāñ の titre は、やはり敬仰的尊称であると考えられるが、王に直属もしくは王と間接的に結びつく立場にあった人につけられた titre であろう。

Mratāñ 関係の碑文は、39個あるが、Jayavarman I 治下の碑文が6個、Jayadevī 治下が5個、それに Īçānavarman I のものが4個である。これらを勅令記載の碑文13個と対比してみると<sup>29)</sup>、Jayavarman I が発した勅令が6個、Īçānavarman および Jayadevī の勅令

24) K.154 B(5-7), A(8-10)行 (48)

25) K. 9 9-33行 (26)

26) K.561 7-42行 (46)

27) K. 41 1-19行 (80)

28) K.726 A(1-20), B(1-15), C(1-17)行 (157)

29) 石沢良昭 1971.「古代カンボジア史研究(Ⅲ)―Préangkor 期の Kñum について―」『帯広大谷短期大学紀要』第8号, p. 56 注(22)「王の命令」に関する碑文参照。

が2個ずつある。これら3王の治世は、扶南との抗争が終息し、国内統一・内政の整備を軸として揺ぎなき王権体制を確立する方向に進んでいた。勅令の数字は、Jayavarman Iの治世において王権が伸長し、Īçānavarman I および Jayadevi の治世も同様に王の権威が強かったことを物語っている。このことは王権の消長を示していると同時に、これが Mratāñ 碑文の増減にほぼ合致するのは、Mratāñ と王権の緊密な関係を想定させるものであり、Mratāñ は王権の拡充に伴って活躍した侍者・官僚であったと思われる。一部の Mratāñ は王権を背景とした支配的立場の「責任者」・「長」であった。

Mratāñ 碑文の採取地分布であるが、とくに Siem-Rāp 州では Préangkor 期碑文10個のうち、4個までが Mratāñ 碑文であり、Kandāl 州では14個のうち、7個までが Mratāñ の碑文である。

Siem-Rāp 州は、次代の中心地を約束された肥沃な新開地である。Kandāl 州はメコン河とトレンサップ川の合流点として以前はカンボジア北部と南部（旧扶南）の境界地域であり、扶南の崩壊後は両地域を結ぶ要地になっていった。この両地方は、発展する真臘の後背地として諸寺院が建立され、立地条件から開発が進み、これに Mratāñ が関与していたのであろう。

### III 「Mratāñ」の政治的性格

Mratāñ は尊称であろう。王と直接的な関係を持ちながら、王の下で諸職に携わっていた人が保有した titre と考えられる。この Mratāñ から派生した「Mratāñ Kloñ」「Mratāñ Kuruñ」の titre について吟味し、Mratāñ の基本的な性向を考えてみる。

「Mratāñ Kloñ・Mratāñ Kuruñ」は、pura 名の前について、「pura の長」を意味する。Angkor Bōrei の Tūol Čàm の碑文には<sup>30)</sup>、「mratāñ kloñ bhavapura (Bhavapura の Mratāñ Kloñ)」の記載があるが、「Kloñ=長」の意味から、これは「Bhavapura の長の〔職にある〕 Mratāñ」という解釈にすべきである。同じく Khău Nôi の碑文でも<sup>31)</sup>、「Jyeṣṭhapura の長 (Kloñ) の〔職にある〕 Mratāñ」となり、「Mratāñ Kloñ」を一個の titre と見るのではなく、「Mratāñ」と「Kloñ」の個々の本来的な意味を考慮して訳解したほうがよい。だが、両碑文とも、前後の損壊のため pura の長の具体的な活動を知ることはできない。

別の碑文に載っている Mratāñ Kloñ Bhavapura は pura 長としてその実権を行使している。<sup>32)</sup>

vnāk (飾り?) および upakalpa (所持品)、Bhavapura の長の Mratāñ は、Tāñ

30) K.939 2行 (141)

31) K.506 本文 (24)

32) K. 1 6—8, 1—2行 (74) 「Mratāñ Kloñ Rājagraha」(K. 38) および「Mratāñ Kloñ Guhā ……」(K.818) は「pura の長」の意味をもたない。前者は人名の前につけられ、後者は語句の途中損壊のため不明である。

Spun, Tāñ Bho, Ācārya Çilabhadra, 故 Kurāk Kandāy の vnāk の mac  
〔不明〕を Poñ Çivadeva の品物と分けるよう pre (任せた)

と述べている。この Mratāñ は, Bhavapura における vnāk (飾り?) および upakalpa (所持品) の分配に関して, Tāñ, Ācārya, Poñ の titre 保持者たちに指示する権限をもって  
いた。同じ碑文には, 「mratāñ kloñ Jeṣṭhapura」のところへわざわざ Kurāk Kandāy と  
Poñ Çivadeva が vā, ku を献呈するために参内したという記録がある。

「Mratāñ Kuruñ」の碑文は一例しかないが<sup>33)</sup>, 「Kuruñ」が, 「Kuruñ Kṛtajñavana」<sup>34)</sup>,  
「Kuruñ Maleñ」<sup>35)</sup> の用例のように, 地名の前についてその地域の「長」を意味している。  
1052年の碑文で Jayavarman II が nagara (=pura) の kuruñ になったと述べている内  
容をも参考にするなら, Mratāñ Kuruñ は「mratāñ kuruñ vikramapura (Vikramapura  
の長の〔職にある〕Mratāñ)」の訳解も不可能ではない。<sup>36)</sup> 前記の Kuruñ の Mratāñ は,  
pura の長の意味をもたない Mratāñ Kloñ Rājagraha [人名] に命令を下している。

古クメール語文の「mratāñ kloñ」は, 梵語文の「iça·içvara·svāmin=主・長」に相当  
する。それらは, Viṣṇu 像を建てた「Indrapureçvara (Indrapura の長)」<sup>37)</sup>, Phu-hu'u の  
碑文の「rudrapuriça」と「Tamandarapura を完全に pālay (守護する・支配する)」、  
Bhoja<sup>38)</sup>, liṅga を建立した「çreṣṭhapurasvāmi」および Vibhu という名前の「vyādhapu-  
reçvara」と「dhruvapureça」<sup>39)</sup> などの pura 長がいる。Hàn Čei の碑文では, Bhava-  
varman II およびその王子に仕えていた「ugrapurādhīça (Ugrapura の崇高なる長)」が  
liṅga 建立, dāsa (奴隸)・go (牛)・kṣetra (田地)・devadravya (神の財貨) を献供し  
た。<sup>40)</sup> 629年の Vat Chakret の碑文においては, Cakrāṅkapura, Amoghapura, Bhīma-  
pura の 3 pura の所有者である「tāmrapureçvara (Tāmrapura の長)」が多くの動産・不  
動産を寄進している。<sup>41)</sup> これら pura の長は, 篤信的行動として神像や liṅga の建立および  
経済力を誇示する多大の財貨の寄進など, pura の支配者として振舞っている。

以上, Mratāñ Kloñ・Mratāñ Kuruñ は, 「pura」の前におかれた時, その pura の長=

33) K. 38 11行 (79)

34) K.124 7行 (73)

35) K.451 Sud 2, 15, 16行 (45)

36) K.235 Inscription de Sdök Kāk Thom, C 61, 65, 69行, *Bulletin de l'Ecole française d'Extrême-Orient*, Tome 43, 1943, pp. 87, 106-108 (本書を以下 BEFEO と略記する)

K. 38 11行 (79)

37) K.151 V, VII節 (16)

38) K. 9 II節 (26)

39) K.725 XII節 (57)

K.109 III節 (29)

40) K. 81 A(32-33)節 (52)

41) K. 60 A(4, 6)節 (7)

支配者を意味する。pura の実務は、Tān·Poñ·Kurāk·Ācārya の titre をもった人が担当し、pura の長というのは、多くの資材の献供（後述）、神の彫像や liṅga の建立、財貨の分配の指示など、pura における政治・宗教・経済の全権を握っている人物のことで、当時の政治単位であった「pura」の支配者であると考えられる。Mratāñ Kloñ·Mratan Kuruñ の用例は数が少ないが、pura の長という梵語文の多くの裏付けもある。<sup>42)</sup>

Mratāñ は王に直属する侍者で、王命を受けて職務を行なう地位の人であるが、Mratāñ Kloñ·Mratāñ Kuruñ=pura の長と、王との関係について考えてみる。王は pura の諸問題に介入してくる。Jayavarman I は勅令で

smam çreṣṭhāçrama jmon bhūti gi voṃ sam dhanvipura (〔寄進諸財貨を〕  
Çreṣṭhāçrama と共同で使用するが、Dhanvipura と共同でないこれらの財貨をおく。)

と述べて、açrama は神の財貨を使用できるが、pura とは共有するなという明確な財貨の使用権の区別を命じている。<sup>43)</sup> 領域の問題に関しても「droṇ vraḥ (神の地域)」と「droṇ samudrapura (Samudrapura の領域)」をはっきりと区分して、王命が下されている。<sup>44)</sup> このように寺院と pura における財貨の使用および領域について、勅令による指示は、王の寺院・pura に対する支配権および権威が確立していた証拠であろう。Vāt Prei Vên の碑文では<sup>45)</sup> Īcānavarman I を、「nagara=pura (城市)」を trā (保護する) 人といっており、pura に王の支配がおよんでいたことを示している。さらに、王は pura の長の人事にも介在していたようである。「Ugrapura の長」はもと Bhavavarman II とその王子に仕えていた<sup>46)</sup>、Jayavarman I の Vaidya (医師) である Siṃhadatta が、王から「Ādhyapura の統治の職」に任命された。<sup>47)</sup> Sāmantanrpa (属王) の Narasiṃhagupta は、Īcānavarman I から「indrapureçvara (indrapura の長)」の職を prāpta (得ている)。<sup>48)</sup> pura の長には、王および王の関係者が任命されている。pura への王権の介入は、政治・経済・人事にわたっておよんでおり、pura の支配者 Mratāñ Kloñ·Mratāñ Kuruñ は、自主独立的な立場にあったとはいえ、王と政治的な臣従関係を結んでいたようである。

次に、Mratāñ のばく大な財貨寄進について考察すると、Préangkor 期の碑文において、最も多くの献供を行なっているのは Mratāñ 階層である。前述の通り、古クメール語碑文の

42) 金山好男, 前掲書 pp. 4-9.

43) K. 44 B(2-4)行 (41)

44) K. 137 3-4行 (53)

45) K. 80 II節 (12)

46) K. 81 A(22-31)節 (52)

47) K. 53 18節 (37)

48) K. 151 V節 (16)



最も古い *Angkor Bórëi* 碑文では<sup>49)</sup>、*Mratāñ Antār* は、寺院内で信仰生活を営むのに必要な宗教と生産の基本材を寄進している。

*ramam* (踊り手) 7人, *camreñ* (歌手) 11人, *vīṇa* (ギター)・*kañjañ* (弦楽器)・*lāhv* (楽器?) の *tmīñ* (奏者) 4人, 神の境内で働く *cam-uk* [意味不明] の *vā* 22人, *kñum sre* (稲田の奴隷) 57人, *tmur* (牛) 100頭, *krapi* (水牛) 20頭, [6カ所の *sre* (稲田) 38 *sanre*<sup>50)</sup>]

この寄進内容は、当時の生産基盤および経済様相を示している。713年の西 *Bàrày* の碑文では<sup>51)</sup>、*Mratāñ Çakrasvāmi* は *Tripurāntakeçvara* 神の *pre gi siddhi* (専有) 分として、収穫の「*rañko je 1* (脱穀米 1 *je*)」を割り当て、*Senāmukhavijayā* 神との *saṃ paribhoge* (共有) 分として「*rañko 1 je 半*」を与えると述べている。寄進および寺院の財貨所有には、他の寺院(神)と共同で使う「*saṃ paribhoga* (共有)」と、指名された寺院だけがもっぱら使用する「*pre siddhi* (専有)」の2形態がある。<sup>52)</sup> *Mratāñ Çakrasvāmi* はこの「*saṃ paribhoga*」と「*pre siddhi*」に基づき生産物の配分を執行できる立場にあった。以上のごとく、寄進物貨の数量およびその財貨の分配権から判明するように、*Mratāñ* は、土地の占取を物質的土台としていた当時において、生産関係を掌握していた人であった。

*Mratāñ*・*Mratāñ Kloñ=pura* の長が多大の財貨の寄進を実行してきた経済的な裏付けは、生産物の一定数量を供出させることにあった。前述の *Ādhyapura* の長 *Siṃhadatta* は、その件について<sup>53)</sup>,

[*siṃhadatta* は] その *prabhu* (主) であったのに *kuṭumbin* (家長たち) からその *ārāma* (園地) の *ucita* (正当な) *dāna* (上納) を取ることなく、それにより [彼らを] *pūrṇa* (満足な) 状態においた。

と述べている。*kuṭumbin* (家長たち) は、*ārāma* を所有していて、いつもならその *ārāma* の *dāna* (上納=賦租) を差し出すところだが、*pura* の長 *Siṃhadatta* がこれを免除したという内容である。*Siṃhadatta* が *pura* の統治者の立場から、生産諸貨を賦租として供出させるという支配形態を経済活動の面において実施していた証拠であろう。この事実から *Siṃhadatta=pura* の長は別の碑文でいわれている「*ge ta ckop ucita saṃvatsara* (年貢を徴収する人たち)」にあたるのかもしれない。<sup>54)</sup> *Mratāñ Kloñ* は、対外的には王との政治的

49) K.557・K.600 Est (1-3) 行 (1)

50) K.424 n.2:「*sare*」・「*sanre*」の意味は *sre* (稲田) から派生した田地の広さの単位であるが、具体的な数字は不明。IC vol. II, p. 74.

51) K.904 A(27-28)行 (66)

52) 注29)参照 pp. 61-64.

53) K. 53 XIX—XX節 pp. 64-72. (37)

54) K. 44 B(4-5)行 (41)

関係を堅持しながら, *pura* を統治していた。その統治の具体的な事例として, *Kuṭumbin*・住民(後述)から賦租を徴収していた。これは *Mratāñ* が神に多くの献供をなし得る裏付けの一つであろう。

このほか, *Mratāñ Kloñ=pura* の長が経済力を誇示できる背景がある。それは, 前述のように *pura* には独自の *droñ* (領域) があり, その *pura* が *sruk* (村) を従えており, 各種の不動産などを所有していたようである。*Pràsàt Kōmpon* の碑文の中には<sup>55)</sup>,

*ple sre abhayapura* (*Abhayapura* の稲田の産物) [=所有品]: *aṃraḥ* (*kñuṃ* の長), *9 vā·15 ku·2<sup>a</sup>me·14 kon ku* (女兒) *slā* (檳榔樹) 60本, *toñ tem* (椰子) 140本〔引用者注記: *9 vā·15 ku* などの例は, *vā·ku* のそれぞれの個人名を省略し, その人数のみを記載したものである。〕

と書いている。この *Abhayapura* には, *pura* 独自の稲田があって, そこで *kñuṃ* (奴隸) が就労し, *slā·toñ tem* があった。また, *pura* には *sruk* (村) が付属していた。西 *Bàrày* の碑文には<sup>56)</sup>, 「*sruk vraḥ phon ta ai somyapura* (*Somyapura* に付置するすべての神の村)」の記事があり, *Túol Čàm* の碑文に「*sruk bhavapura* (*Bhavapura* の *sruk*)」と載っている。<sup>57)</sup> *sruk* (村) は *pura* に属していたようである。そして, その *sruk* には, 「*kñuṃ tamre sre* (稲田をつくる奴隸)」がいたのであるから<sup>58)</sup>, *pura* の稲田と同じく *sruk* にも稲田があって, *kñuṃ* (奴隸) がこれを耕作していた。当然そこで採れる収穫物は *pura* に帰属することになるろう。また, 境界について触れた碑文の中に<sup>59)</sup>, 「*Mratāñ Dhana-svāmi* の *sruk* の *jen* (麓) まで」といって, *Mratāñ* が *sruk* を所有していたことを示教している。*pura* の領域, *sruk* の付属および *sre* (稲田)・*kñuṃ* (奴隸)・各種の生産財・不動産などは, *pura* の生産基盤を伝えており, *Pràsàt Nāk Buos* の碑文からは<sup>60)</sup>, 初歩的な用水池灌漑農業が想定できる。以上 *pura* の経済圏は, *sruk* を含めたかなり広い地域から成り立っていて, *sruk* を所有する *Mratāñ* とか, *pura* の支配者としての *Mratāñ Kloñ·Mratāñ Kuruñ* がこの地域共同体で生産される富をいろいろな形で取得していたのではないだろうか。*Mratāñ* が多くの動産・不動産を神に寄進できたのは, こうした *pura* の経済基盤を保有していたからにほかならない。

*Mratāñ* および *Mratāñ Kloñ·Mratāñ Kuruñ* は, 王(権)と直接・間接に臣従関係を結び, 統治秩序に関与する階層につけられた尊称ということになる。*Mratāñ* には, 王の侍者・僚吏・役職者(王子の教師・供奉者・バラモン・*Ācārya*)と, *pura* の長(*Mratāñ Kloñ*)

55) K.357 8—12行 (95)

56) K.904 B(15—16)行 (66)

57) K.939 7行 (141)

58) K.155 II(1)行 (92)

59) K.904 A(13—14)行 (66)

60) K.341 Nord (7-9) 行 (62)

とがあった。前者は王に直属する諸職を通じて、後者は pura における政治的立場を利用して、それぞれ富の蓄積を行ないながら、篤信的行為として神に多大の財貨を寄進していた。両者とも、職務上から種々の権限を持っており、Poñ・Tān・Ācārya・Kurāk などの titre 保持者を配下において種々の命令・指示を出している。

#### IV 「Kurāk」および「Kloñ」

Préangkor 期の碑文には「Kurāk」の用例が15個あり、Kurāk はこの時代にだけ見られる特別な titre である。<sup>61)</sup> 金山氏は<sup>62)</sup>、Pràsət Prāḥ Thāt および Poñā Hòr の両碑文において、梵語・古クメール語の対応から、「ある場所の長の意味」であると述べている。

Kurāk の15用例のうち（「表」参照）、場所名につけられた碑文が4個ある。一つの用例は<sup>63)</sup>「Mratāñ Kloñ+pura 名」と同じく、pura の長を意味する。「Kurāk Kloñ Vyādhapura (Vyādhapura の長の〔職にある〕Kurāk)」は、梵語文の「Vyādhapureçvara」に対応し、「Vyādhapura の長」をあらわすことは確実である。この kurāk は liṅga を建立し、dvija (バラモン) に命じてその liṅga に Rudramahālaya の名前をつけさせ、祭儀を執り行なっている。これは Mratāñ Kloñ と同じ立場の pura の長で、政治・経済・宗教の実権をもった人である。次に、Nāk Tà Tān Rāy の碑文には<sup>64)</sup>、「Kurāk Kloñ Sruk Krau (Sruk Krau の長の Kurāk)」が、多数の kñuṃ (奴隷)・稻田などを寄進している。ほかに場所名の前につけられた Kurāk は、「Kurāk Danle Krau」<sup>65)</sup> および「Kurāk Danle Krohv」<sup>66)</sup> の2例であるが、これら2例が同一地名であることは G. Gœdès 氏によって指摘済みであり<sup>67)</sup>、この kurāk に「長」の意味があるかどうか不明である。

人名につけられた kurāk の6用例は、5個が男性名に、1個が女性名についている。803年の Vāt Tasar Moroy の碑文では<sup>68)</sup>、

kuruñ kṛtajñavana gi jmaḥ kurek kanyāt gi jmah “nak kloñ (nak kloñ

〔の称号〕を持ち、Kurek Kanyāt の名前をもつ Kṛtajñavana の長は……)

と記載している。Kṛtajñavana の kuruñ (長)は、「nak kloñ」の称号をもち、名前が「Kurek [=kruāk の別な形] Kanyāt」であり、Kurāk は個人名の一部になっている。しかし Kṛtajñavana (場所)の長であるという事実から、Kurāk が潜在的に「長」を意味するこ

61) 石沢良昭, 前掲書 Kurāk に関する碑文 p. 57.

62) 金山好男, 前掲書 pp. 6-7.

63) K.109 11行, III節 (29)

64) K.648 2-3行 (109)

65) K. 22 36行 (11)

66) K.561 17行 (46)

67) K. 22 n.6 p. 147 (11)

68) K.124 7-8行 (73)

とはいうまでもない。これ以外の人名つき *kurāk* の用例は、文の前後関係および梵語との対応などを調べても、「長」の意味を確かめることができない。しかし、*Kurāk Kandāy* は、*Kurāk* の社会的 *grade* を教えてくれる。<sup>69)</sup>

*Kurāk Kandāy* と *saṃ* (共同) で *Poñ Ćivadeva* は、*Jeṣṭhapura* の *Mratāñ kloñ* に *vā Kandos* と *ku Tai* を捧げて行くために〔これら2人を〕連れてきた。

すなわち、*Kurāk Kandāy* は、*Poñ Ćivadeva* とともに *Mratāñ Kloñ Jeṣṭhapura* のところへ *kñuṃ* を捧げに出向いている。この場合の *kurāk* は、*Poñ* と同格的な地位にあるようであり、そして、*Mratāñ Kloñ=pura* の長よりも下位を意味している。次の *Kurāk Hvār* (女性名?) は *kñuṃ* を寄進しているだけで<sup>70)</sup>、その地位は明らかでない。また、*kurāk* の前後が損壊のため判読できない碑文が3個ある。<sup>71)</sup>

特殊な例としては、*kurak* が稻田の境界の目印に使用された例があり<sup>72)</sup>、*vā* (*kñuṃ* の男) 名の個人名化したものが1個となっている。<sup>73)</sup>

これら15例の *kurāk* には、王(権)と直接的に結びつく内容の碑文はなく、また王が命令を与えている用例もないが、「長」を意味する3碑文は、*Mratāñ Kloñ* と同様の職務にあったかもしれない。そして、王との何らかの関係が当然想定される。*kurāk* には、「長」の地位にある *kurāk* と、*Poñ* と同格的な立場にある *kurāk* に分けられる。*kurāk* の *titre* が尊称であるか、位階・職称であるかは、史料的な制約があるために不明である。

*Kurāk* 碑文の分布状況は、カンボジア北部の *Kompon Ćam* および *Kracèh* で4個発見されており、そのうち3個が「長」の地位の碑文であるのは注目すべき点である。これ以外の11碑文は *Tàkèv* および *Prei Vèn* の南部諸州とその周辺にあり、しかもその中の7碑文の *kurāk* が、稻田の寄進・売買・収穫・境界に関与している史実がある。さらに、*kurāk* 碑文の14個までが7世紀に書かれた碑文であり、*Mratāñ* 碑文と同様にこの世紀の国内安定が反映されている。

次に、古クメール語文の「*Kloñ=長* (Angkor 期では *khloñ*)」について考える。*Mratāñ Kloñ* の用例のように *kloñ* が他の *titre* の後につく場合を除き、*kloñ* は場所・物産・*titre* ・人名に前置されている。*kloñ* の用例は18個の碑文に見られる。

*Kloñ* の「長」としての側面を取り出してみる。*Tañ Krañ* の碑文には<sup>74)</sup>、「*Kvuñ Tvaḥ Bhadracandra Tpāp Īçvaraçānti, Hastipādarakṣa* の *sruk* (村=地方) の *kloñ*」と

69) K. 1 1—2行 (74)

70) K. 54・K. 55 I(12—13)行 (9)

71) K. 21 1行 (30); K. 73 14行 (84); K. 503 2行 (22)

72) K. 38 4行 (79)

73) K. 51 8行 (82)

74) K. 726 A(4—5)行 (157)

あり、Bhadraçandra Īçvaraçānti は Hastipādarakṣa の sruk の kloñ (長) の職にあって、Kvuñ, Tvah, Tpāp [いずれも意味不明] の titre をもっていた人物である。そして kloñ sruk は、碑文中に「ge kloñ sruk (kloñ sruk の人たち)」と書かれるほど多数いたことになる。

aṃnoy ge ta kloñ sruk gi ta daṃnepra poñ çivarakṣa poñ bhadaçakti don  
ge karmmāntika phoñ (すべての働く人たちとともに Poñ Çivarakṣa および  
Poñ Bhadaçakti をはじめ sruk の kloñ [長] の人たちの寄進)<sup>75)</sup>

この碑文は、直接の生産者もしくは住民と考えられる「karmāntika (働く人たち)」および Poñ の titre 保持者 2 人に協力を得た形で「ge kloñ sruk (kloñ sruk の人たち)」が献供活動を行なっている。次に、地方名の前に「kloñ」がついて、その土地の長をあらわす碑文がある。<sup>76)</sup> 「aṃnoy bhagavat kloñ pañcarā ta vrah çribhadreçvara (V. Çrī Bhadreçvara [神] に対する Pañcarā [地方の] 敬愛される kloñ の寄進)」, この kloñ は kñuṃ (va, ku) を寄進している。また、kloñ が sruk より広い領域をもつ pura の前に置かれた用例がある。それは Vāt Thlěñ の碑文で<sup>77)</sup>, 「kāla kloñ bhavapura (Bhavapura の kloñ の時世に)」とあり、kloñ は「pura の長」を意味するが、同碑文には 2 カ所に「Mratāñ Kloñ Bhavapura」の例題があるところから、Kloñ Bhavapura は尊称 Mratāñ が省略されたものかもしれない。これら 4 碑文は、いずれも場所に kloñ がつけられた用例であり、「…の長」を意味する titre である。kloñ と同様の事例は場所名の前に「kuruñ」がついて、その地域の長をあらわしている。<sup>78)</sup>

さらに、kloñ は物産の前につけられて、「Kloñ Mādhu (蜜の長)」<sup>79)</sup> および「Tāñ Añ Kloñ Rañko (Tāñ Añ の [titre をもつ] 米の長)」<sup>80)</sup>のごとく、物産の職務を司る「長」を意味している。また、「kloñ ge (人々の長)」の用例もある。「oy satra vrah kloñ ge (人々の長に神の奉納品を充てる)」という例<sup>81)</sup>, 「poñ kumāraçanti ta kloñ ge (人々の長である Poñ Kumāraçanti)」の例があり<sup>82)</sup>, 「kloñ ge」には、Poñ の titre をもった人が就任していたようである。以上の 4 例は、kloñ が物産・ge の前につけられた時、それぞれの「長」もしくは「責任者」を意味していることをあらわしている。

また、語句の意味から kloñ の職務を知ることができる。「Kloñ Jhe Vrai (森の樹林の長)」

75) K. 41 4—5 行 (80)

76) K.728 1 行 (151)

77) K. 1 2 行 (74)

78) K.124 7 行 (73) および K.451 S(12)行 (45)

79) K. 37 3 行 (78)

80) K. 44 8—9 行 (41)

81) K.726 A(16—17)行 (157)

82) K. 1 3—4 行 (74)

は森林に関係する人であろう。<sup>83)</sup> それから、別の titre に先行する場合がある。「Kloñ Tāñ」<sup>84)</sup> とか、「Kloñ Poñ」<sup>85)</sup>・「Kloñ Tāñ」<sup>86)</sup>は、「Kloñ」が「長」を意味するかどうか不明である。Kloñ に関しては、Mratāñ, Kurāk の用例とちがって梵語文の対応がなく、これより詳しく Kloñ の属性を探ることは不可能である。

上記の kloñ の用例以外は、kloñ はすべて人名につけられている。kloñ の人たちは稲田・kñuṃ などの寄進・供奉に関係していた。Tûol An Khvāv の碑文では<sup>87)</sup>、「Tnah vnāk (グループ) に属するすべての yajamāna (供奉者) kloñ の人たちと doñ (ともに) Mratāñ Maheçvarasvāmi の amnoy (寄進)」とあり、kloñ の人たちは Mratāñ の寄進に加わることができた。Kloñ Tāñ および Kloñ Un の2人は<sup>88)</sup>、Mratāñ を含めて、「tel sit ta vraḥ (神にすべてのものを与えた)」人たちであるという。また、別の碑文では<sup>89)</sup>、「kantai ta yajamāna ta vraḥ (神への供奉者からの奴隷の女)」として、「kloñ mratāñ vrou 1 kloñ yāñ au 1 ge 2 (Kloñ Mratāñ Vrou が1人 [を捧げ]、kloñ Yāñ Au が1人 [を捧げ]、[合計で] 2人)」の奴隷の女を Çankaranārāyana 神に献納している。Kloñ Jvik So は<sup>90)</sup> Poñ Brahmaçakti とともに Kedāreçvara 神へ kñuṃ, tmur (牛), krapī (水牛), ton tneṃ (椰子), slā tneṃ (檳榔樹) など多大の財貨を寄進している。Sambuor の碑文では<sup>91)</sup> Kloñ Poñ, Caṃkār Li の Kloñ Saṃvok, Tāñ Kanmeñ の3氏が、「ge yajamāna vraḥ ge cuh tañai vrahh (神の供奉者であり、神の祭儀を行なう人である)」と述べている。人名に kloñ の titre をつけた人たちは、財貨の寄進者・供奉者であり、祭祀を挙げる人でもある。そして碑文を詳解していくと稲田・田地に多くのつながりがありそうである。

Kloñ は、場所・物産の前について「長」をあらわし、人名に付加した場合は、「供奉者」「寄進者」が多かった。しかし、他の titre 保有者が kloñ を名乗り、かつ別名もある点から、kloñ が職称であるとも考えられるが、人名に前置する場合は kloñ の原質的な意味がよりぼやけてしまう。ただ、総じて言えることは、神々への献供ができる社会的地位および経済的な力をもった階層だということである。kloñ の地理的な分布は、カンボジア北部の碑文が3個だけで、あと15個は南部で発見された碑文である。

83) K. 79 18行 (27)

84) K. 561 13, 31行 (46)

85) K. 664 2行 (112) および K. 22 25行 (11)

86) K. 66 6行 (83)

87) K. 562 1行 (110)

88) K. 66 6—8行 (83)

89) K. 926 5行 (6)

90) K. 582 3—7行 (59)

91) K. 664 2—4行 (112) Kloñ=供奉者は K. 726 C(14)行にもある。(157)

## V 「Poñ」の属性

「Poñ」は、「Mratāñ」とともに Préangkor 期の古クメール語碑文中に頻出する titre である。その語義は、チャム語の「Poñ=貴頭」に相当し、現代カンボジア語では「Poñ=長兄」の意味である。<sup>92)</sup> Poñ は、前述の Mratāñ・Kurāk・Kloñ とは異なり、一、二の例外を除いてほとんどが人名の前に付加されている。Poñ の人たちが、どんな職務に携わっていたかを調べ、Poñ の titre の本質およびその諸側面を考えてみる。

まず、梵語文との対応によって Poñ の titre を検討する。681年の Tuól An Tnòt の碑文は梵語・古クメール語で書かれている。<sup>93)</sup>

çrī khaṇḍaliṅge yad dattaṃ bhavacandrena yajvanā (供奉者 Bhavacandra  
によって Çrī Khaṇḍaliṅga に捧げられたもの) [梵語文]

satranivandha ple tdaiy āy ta vraḥ kaṃmratāñ añ çrī khaṇḍaliṅga man  
poñ bhavacandra oy sa ākra (Poñ Bhavacandra が賦租として与える V.K.A.  
Çri Khaṇḍaliṅga への寄進と他の収入の決定) [古クメール文]

Bhavacandra は「yajvan 供奉者」であり、Poñ の titre をもっている。Trau Tasar の碑文では<sup>94)</sup>、梵語文の「yajvan」に、クメール語文の「poñ jān yajamāna」が対応している。639年の碑文には Poñ の役割がはっきり書かれている。<sup>95)</sup>

aṃnoy poñ tañhvāy tpaḥ guī jray kaṃput 1 tpaḥ suk gaṃ toñ tem 40 sre  
sanre 60 (これら園地の産物を〔神に〕捧げる〔役目をする〕 Poñ の寄進：Jray  
Kaṃput の園地1枚、Suk Gaṃ の園地1枚、椰子40本、稲田 60 sanre)

また、685年に Mratāñ Devasvāmi が dīrghasatra (大供儀)の挙行に際して、Poñ Çruta に対して「nu cam (供物)」を託している。<sup>96)</sup> さらに、Trapāñ Thom の碑文では<sup>97)</sup> 「poñ kloñ kroṃ ta ācāryya yajamāna (供奉者の長である Poñ Kloñ Kroṃ)」と述べている。以上の事実から、Poñ は「供奉者」「寄進者」であり、この立場を可能にした背景は、nivandha (収入)・āk[a]ra (賦租) および多くの不動産への関与であると思われる。これは Poñ の titre 保持者の「供奉者」的側面である。

次に Poñ の「侍者」的側面を取り出してみる。Phum Črei の碑文では<sup>98)</sup>、クメール語文の「poñ yajamāna」に対して梵語文では「yajvan」と書かれ、その人物は同時に「〔王の〕

92) Aymonier, E. 1903. *Le Cambodge*, vol. III. Paris. p. 446.

93) K.561 III節 7-8行 (46)

94) K.709 I節 4行 (23)

95) K. 9 27-28行 (26)

96) K.154 3-5行 (48)

97) K.423 B(1)行 (100)

98) K.563 I, II節 3行 (56)

bhṛtya (侍者)」でもあると書いている。

Kūk Práh Kōt の碑文では<sup>99)</sup>、梵語の「bhadrāyudhākhyena bhṛtyenāyudhavṛttinā (軍隊の訓練をするその侍者の Bhadrāyudha として)」が、クメール語の「amṇoy poñ bhadrāyuddha (Poñ Bhadrāyudha の寄進)」に対応する。Poñ の titre をもった Bhadrāyudha は bhṛtya (侍者・奉仕者) であり、しかもその職務は軍事訓練の担当である。この場合の bhṛtya は Īcānavarman I への讃仰碑文の中に書かれているところから、bhṛtya = Poñ は王のもとで軍の要職に就いていた侍者ということになる。

Poñ は生産関係者でもあった。前述の供奉者 Poñ のことを記載した 639 年の碑文には、別の Poñ Mi のことが記されている。<sup>100)</sup>

amṇoy poñ mi kep gui tpal creñ sre sanre 80 (これら [の稲田] を集めている者 Poñ Mi の寄進: Creñ の園地と稲田 80 sanre)

Poñ Mi は、「kep ([田地・穀類を] 集める人)」の意味であるから、粃米・穀物を集める仕事をしていた人であり、当時の生産基盤の田地・稲田に関係した人であろう。G. Coedès 氏は<sup>101)</sup>、この「kep」の意味を考察して、Kompon Thom から発見された Kōk Rokà の碑文に載っている名前不詳の「dhānyākrapati (穀物庫の長)」の職種に相当すると述べている。加えて、寺院への kñuṃ および稲田の献供を書いた碑文中に<sup>102)</sup>、

Poñ Gopadatta および Poñ Kumāraçakti は ti loh nu sre (稲田を買い戻した)。ge (この人たち = 2 人の Poñ) は, vrah (神) に対して 10 mās<sup>103)</sup> [の稲田] を lak (売る)

とあり、この Poñ の 2 人は、稲田の売買に関与していた。さらに稲田売買の背景を考えるなら、「Poñ Īcānagupta から出た稲田」および「sru vrah (神の粃米)」と区別する「sru poñ (poñ の粃米)」の記録からも<sup>104)</sup>、Poñ の稲田の所有が当然あったようであり、それ故に、売買も寄進も可能であったことになる。これらの碑文は、Poñ が粃米・穀物の収集および稲田の所有・売買に関係していた人々であるという事実を伝えている。

また、Poñ は kñuṃ (奴隸) の管財人であった。前出の Phum Črei の碑文では<sup>105)</sup>、Poñ Nideçotsāha と Kloñ Gotra が Nārāyaṇa 神に kñuṃ (3 ku·2 vā) を捧げ、もう

99) K. 90 III節 2—3行 (13)

100) K. 9 18—19行 (26)

101) 「kep」は、粃米などを集めるという現代カンボジア語「kò'p=集める・収集する」にあたる。IC. vol. V, p. 38 n. 3; K.155 5行 (92)

102) K. 22 23—25行 (11) および IC. vol. III, p. 146 n. 3 参照。

103) K. 22 IC. vol. III, p. 146 n. 4 参照。

104) K.726 B(7)行 (157)

K.424 6行 (101)

105) K.563 12—13行 (56)



一人の Poñ (名前不詳) は、

poñ sāpekṣa ta ge—paṃre kanloñ panlas poñ nideçotsāha (Poñ が人たち [=kñuṃ の人たち] を監視し、[その Poñ は] Poñ Nideçotsāha の代わりに [寺院] における仕事を受け持つ)

と述べている。Poñ は、寺院の場において kñuṃ (奴隷) を監督・管理する人であった。Tañ Krañ の碑文には<sup>106</sup>、「kñuṃ vnāk poñ yajamāna (供奉者の Poñ たちのために働く (奴隷)」という内容が載っている。この場合において、仕事を手伝う kñuṃ が Poñ のために割り当てられている。もしくは Poñ 自身が kñuṃ を所有していたことを示唆している。Poñ 碑文の大部分は、確かに多数の kñuṃ 寄進を記載しており、これは Poñ が kñuṃ を所有したと関係があるかもしれない。以上のごとく、Poñ は kñuṃ の管財人であり、また所有者でもあるようだ。

Poñ の信教的な生活について触れてみる。Poñ の篤信ぶりは諸財貨の寄進によって証明済みであるが、Pràsət Nāk Buos の碑文では<sup>107</sup>、

ge dharmmika poñ myañ poñ bhuvanāditya (Poñ Myañ および Poñ Bhuvanāditya の [ごとき] 信心深き人たち)

と書かれている。Poñ が「ge dharmmika (信心深き人たち)」と表現されたのは、その宗教的側面を伝えるものであろう。さらに、683年 Amareçvara に kñuṃ を寄進した Mratāñ Vidyākīrti が<sup>108</sup>、寺院に居住する人について、

pādamūla ta anau varī panlas 1 viçesa gup 1 poñ…… rañko so caṃnaṃ ge āy ta vraḥ kamratāñ añ liḥ 2 ([ここに] 住んで崇敬されている人たち；1人の varī [意味不明] 代理人，1人の特別の番人，Poñ……神のところに住む人たちに当てられた白米：2 liḥ)

と説明している。Poñ は寺院に住み、pādamūla (敬われる人) であって<sup>109</sup>、食糧は Mratāñ が献供してくれるという。この2碑文から、Poñ の生活環境および信教的な日常を知ることができる。

以上、碑文の検討により、Poñ の人たちには、yajamāna (供奉者) として供物・寄進を司る人、bhṛtya (侍者) として軍の職務を担当する人、粃米・穀物を集める人および kñuṃ の監視人など、諸職・諸役についていた階層であり、諸財貨を所有する寄進者層であることがわかる。寺院に住む Poñ は、「ge aharmmika (信心深い人)」・「pādamūla (敬われる人)」

106) K.726 C(8)行 (157)

107) K.341 Nord (4) 行 (62)

108) K.127 9—10行 (47)

109) 「pādamūla」は、梵語からクメール語化した語句で、Angkor 期では高位の人につけられた敬称的な titre である。IC. vol. III, pp. 23-24 n. 5 参照

であり、信教生活を営んでいる人であった。このように、Poñ の titre は特定の階級とか、ある種の決まった職業に携わっている人だけに付けられた titre ではなく、Mratāñ と同様に、むしろ尊称として人名につけられた称号であろう。

Poñ の碑文は46個であるが、Jayavarman I 治下の碑文が6個、Īcānavarman I および Jayadevī の治世のものが5個ずつあり、残りは大部分が7世紀に属する碑文である。これら3王の統治は、国内の統一・安定・発展をつくり出し、稲作を中心とする農業生産が増大し、そうした社会体制の中で、多数の Poñ が活動したことは、Poñ 碑文の数量・内容からいえる。Poñ の碑文は全国に分布しているが、その3分の2は南部諸州から発見されている。

## VI Poñ の社会・経済的性格

尊称 Poñ が付けられた階層は、供奉者・侍者・生産関係者・管財人・信教者として各種の職務に就いていたが、Poñ はこれらの職場を通じて社会秩序の枠の中で、どのような活動を展開したかを検討し、それにより Poñ の社会・経済的な性格を明らかにしたい。

Poñ が載っている最も古い碑文は、611年の *Āngkor Bōrēi* の碑文である。<sup>110)</sup> Poñ Uy は多くの財貨を神に献供している。

Poñ Uy は Kpoñ Kamratāñ Añ 神に kñuṃ (4 vā・2 ku・1 kon), tmur (牛) 60頭, krapī (水牛) 2頭, vave (山羊) 10頭, toñ tneṃ (椰子) 40本, Aṃpoñ に在る sre (稲田) 2 sanre [など] を寄進する

と書いてあり、寄進財貨から考えられることは、7世紀初期において社会組織の中で Poñ が多くの資材を寄進できる経済力とその地位にあったことを示すものである。Poñ Vajrabheda は<sup>111)</sup>, ghoda・kantai・<sup>112)</sup>me (いずれも奴隷) 48人, krapī dneṃ (つがいの水牛) 10組, toñ teṃ (椰子) 10本, slā teṃ (檳榔樹) 400本, それに、7カ所の sre (稲田) などを Mañçiva 神に捧げている。Poñ Siñ は<sup>112)</sup>, 神に 6 vā・6 ku (男女6人ずつの奴隷), 収穫が合計で 18 tloñ<sup>113)</sup> もとれる sre (稲田) 10カ所を併せて献じている。これら寄進内容は、当時の基本的な生産基盤を示し、経済様相を反映している。Poñ がこれら財貨に関与できたことは、Poñ の社会経済的な地位を示しているにほかならない。

Poñ のこの社会的地位が確立できた背景を探ってみる。それは王(権)・支配層との社会関係に基づいている。Poñ は、前述の通り「Vrah Kamratāñ Añ (王・貴頭)」および「Mratāñ」から命令もしくは指示を受けて、それに従事している。Jayavarman I が Poñ に対し

110) K.557・K.600 Nord (1-2)行 (1)

111) K.560 1-12行 (108)

112) K.790 1-18行 (129)

113) 「tloñ (Angkor 期 thlvañ)」は米穀の収穫高の単位であり、梵語「khāri」に相当する。その数量は不明である。K.561 IC. vol. II, p. 42 n. 1.

て次のような命令を下している。<sup>114)</sup>

kaṃmrātāñ añ çrī jayahavarmma oy ta poñ iṅvaracita nu poñ paṃre ta gi pramathagaṇa (V. K. A. Jayavarman はそれら〔の財貨〕を Pramathagaṇa [体刑執行人?]) の Poñ Iṅvaracita および paṃre [侍者] である Poñ に与える。) と述べ、Poñ は王の官吏(体刑執行人?)・侍者でもあり、その立場から諸貨を取り扱っており、王権との結びつきは密接である。Īcānavarman I は、Poñ Bharāyudha の奉納品に関して勅令を布告し<sup>115)</sup>、その財貨が Cakratīrthasvāmin 神の pre siddhi (専有) であることを明記している。また、Poñ Totil は<sup>116)</sup>、Jayavarman I の ājñā (勅令) 碑を設置したという。Poñ Kumāraçanti が「ge kloñ (人々の長)」であるところから、Poñ は権力などに結びつきやすい政治的な立場にあった。<sup>117)</sup> Mratāñ Devasvāmi は、Poñ 2 人に供奉の仕事を示している。<sup>118)</sup> これらの事例により、Poñ は諸職役を通じして王権および Mratāñ と政治的関係を結びながら、社会・経済的な地位を保ち、篤信のための寄進が可能な富財を蓄積してきたのであろう。すなわち、Poñ は王権・Mratāñ との必然的な連携を背景に、諸職務を遂行していたと思われる。Poñ Bhavacandra は神への ākara (賦租)・nivandha (収入)を決めている。<sup>119)</sup> 同じ碑文の中の Poñ Vidyakumāra は、Kailāsovara 神の収入と、「psaṃ paribhoga ta vraḥ kaṃmrātāñ añ çrī khaṇḍaliṅga (V. K. A. Khaṇḍaliṅga 神と〔の収入を〕共同にする)」ことを述べ、具体的に「raṅko (白米) 1 tloñ, aṃval の布地: 1 vlah」が pratisaṃvatsara (年間) に Khaṇḍaliṅga 神に当てられた (jaṃnon ākara) 賦租の支給) であるという。<sup>120)</sup> Poñ は神(寺院)の財政に関して采配を振っていたのである。Theravāda の存在を示す Pu Caḥ Añ (「わが老師」の意味) の cau kaṃton [Angkor 期では kaṃtvan] (甥[姪]の息子) が、Poñ であり、その Poñ が寺院の財貨に関する pre siddhi (専有権) を持っている。

pre gui siddha ai ta vraḥ ni poñ çubhakīrtti cau kaṃton ge pu caḥ añ (神 [Buddha?] にだけ捧げられたものを専有する権利は、Pu Caḥ Añ の甥の息子の Poñ Çubhakīrtti にある)<sup>121)</sup>

Poñ は、寺院の歳入 (ākara・nivandha) の実質的な決裁や saṃ paribhoga (共有)・pre siddhi (専有) のことで諸権限を行使していた。Poñ の「供奉者・侍者・管財人」の職

114) K. 38 9—10行 (79)

115) K. 90 Partie droite du linteau 1—4行 (13)

116) K. 44 A(13)行 (41)

117) K. 1 3—4行 (74)

118) K.154 A(5—10), B(3—7)行 (48)

119) K.561 7—8行 (46)

120) K.561 34—37行 (46)

121) K. 49 14行 (35)

務は、王および Mratāñ との結びつきにもとづき生じてくるものである。

次に、Poñ の titre の経済的側面を考えてみる。Poñ が生産関係者であることは述べた。Poñ は粳米・穀物を集める人で<sup>122)</sup>、稲田の売買に介在し、穀類・稲田を所有できる社会的地位にあった階層である。当時の経済は、土地の占有を物質的土台とし、稲田は重要な生産基盤であった。前述の Poñ Gopadatta と Poñ Kumāraçakti は稲田の売買に関係していた。<sup>123)</sup> 657年の碑文では<sup>124)</sup>、数人の Poñ が神に稲田を寄進しているが、「sre mratāñ bhā kvsuma (Mratāñ Bhā Kusuma の稲田)」と併記して「sre poñ chāñ (Poñ Chāñ の稲田)」・「sre poñ (Poñ の稲田)」の記載がある。別の碑文には<sup>125)</sup>、「sre pradāna poñ vrau āy travañ ruñ (Travañ Ruñ にある Poñ Vrau の供与する稲田)」のことが書いてある。これらの史実から、Poñ は sre (稲田) を占有もしくは所有していたことになる。

稲田の売買・寄進は、それが商品貨幣的な意味をもっていった当時において、「富」を考える一つの指標になりうるのである。639年の Tà Kèv の碑文では稲田の取引きについて<sup>126)</sup>、

sruk の V. K. A. Kamratāñ [地方神または sruk の長] と jāhv (取引きした) Jlañ Kaol にある mā の 2 je の aṃruñ (面積) をもった稲田は、jnāhr (価格) として dār (求められる) srū (粳米) が 10 tloñ で、この値段を dmar (請求する) のは、Poñ Çveta である

と述べて、Jlañ Kaol の土地の由来、「mā の 2 je」<sup>127)</sup>の広さおよび買取値段が 10 tloñ の粳米であり、Poñ Çveta が稲田の代金として請求したことを詳しく説明している。この稲田は、Mratāñ Īcānapavitra が Kpoñ Kamratañ Añ 神に寄進した稲田の一つであり、それぞれの稲田の元の所有者および価格を列挙している。「Poñ Syām が供した sre (稲田) は 2 je, jnāhv (値段) は aṃval の布地の 1 yau, 1 vlah」である。<sup>128)</sup> Poñ Yuñ が供した稲田は、canlek yugala (倍幅の布地) と srū (粳米) が取引き値段となっている。Poñ Lah Añ の稲田は prak so (洋銀) 1 liñ が価格となっている。<sup>129)</sup> 稲田の取引きには、canlek (布地), srū (粳米), prak so (洋銀) などが代価として支払われていて、物々交換による商取引きが成立していた。稲田は最も貴重な商品貨幣であることを物語っている。

Poñ Vimala は、稲田以外の不動産を借財の支払いに充てている。「ktin (借財) の弁済と

122) K. 9 18—19行 (26) および K.155 I(5)行 (92)

123) K. 22 23—25行 (11)

124) K.493 21・27, 29—30行 (33)

125) K. 30 25—26行 (77)

126) K. 79 9—10行 (27)

127) G. Coedès 氏は、「2 je」は「1 mā」であると述べている (IC, vol. II, p. 71 n. 6)。

128) K. 79 13—14, 15—16, 17 (27)

129) 「liñ」は重量の単位であって、たぶん現代カンボジア語「damlén」に相当と思われる。(IC, vol. II, p. 71 n. 3)

して Poñ Vimala から〔差し出された〕karom (低地), 同じく〔彼から差し出された〕その土地の toñ (椰子) および slā (檳榔樹), Poñ が soñ (返却する) ものは, srū (粃米) 140 [tloñ?], toñ 17本, canlek (布地) 17 yau」である。<sup>130)</sup> Poñ は, Karom (低地), toñ, slā などを所有しており, Poñ の稲田保有ともあわせて考えるなら, 土地の占有者的側面を見逃すわけにはいかない。そして, これらの不動産が借財の弁済に有効であったことを示す内容である。さらに, 「kñum vnāk poñ (Poñ に属する Kñum)」という記事により, これらの田地・不動産と直接的に結びつく kñum (奴隸) の所有が考えられる。<sup>131)</sup>

以上, Poñ の経済的側面をみてきたが, Poñ は稲田をはじめとする各種の不動産を保有しかつ, それらの不動産は, 売買・負債の支払いにあてられる物品貨幣として効用をもっており, canlek (布地)・srū (粃米)・prak so (洋銀) などと物々交換による取引も行なわれた。kñum (奴隸) と土地の保有は, Poñ の経済人的側面を端的に示している。また, Poñ は穀類なども所有していた。

ほかの titre との比較・対応によって Poñ の社会関係がさらにはっきりしてくる。Poñ と Mratāñ の関係は, Poñ が kurāk とともに Mratāñ Kloñ のところへ kñum (奴隸) を連れて参内したり<sup>132)</sup>, Poñ は Mratāñ の指示に従っていて<sup>133)</sup>, 逆に Poñ から Mratāñ に命令を出した例はない。Mratāñ の階級層にはバラモンがいたが<sup>134)</sup>, Poñ の用例の中には見あたらないことも, Mratāñ と Poñ の相違である。Poñ の土地占有者的側面を利用して, Mratāñ は寄進する稲田をほとんど Poñ から調達している。<sup>135)</sup> この事実から, Poñ は戦役のつながりで Mratāñ と親密な関係にあるが, Mratāñ よりも下位の社会 grade を示すようである。Kurāk の場合は, Kurāk Kloñ を除き Poñ と Kurāk は同格的な地位にあるが<sup>136)</sup>, Ācārya には Poñ が指示を与えている。<sup>137)</sup> Kloñ は職名的色彩の強い titre であるが, Poñ が Kloñ の titre を冠することがしばしばある。<sup>138)</sup>

Poñ は, 供奉者・侍者・管財人・生産関係者・信教者として, 各種の職・役務についていた階層である。供奉者・侍者・管財人は, 王(権)・Mratāñ と結びついて諸権限を行使し, 諸職務を遂行していた。生産関係者は, 稲田などの不動産, canlek (布地) などの動産, kñum (奴隸) を保有し, これらの財貨を売買・寄進・負債の支払いに商品貨幣として使用し,

130) K.910 13—14行 (28)

131) K.726 C(8)行 (157)

132) K. 1 1—2行 (74)

133) K. 46 A(9)行 (81)

134) K.910 II節, 3行 (28); K.438 IV節, 11行 (18)

135) K. 79 7—23行 (27), K.493 30—31行 (33), K.910 11行 (28)

136) K. 1 1—2行 (74)

137) K. 1 4—5行 (74)

138) K. 41 4—5行 (80); K. 22 25行 (11); K.664 2行 (112)

これは Poñ の経済人的側面を示している。前者は王権・Mratāñ との関係でばく大な財貨を扱い、後者は生産のための諸資材の保有によって財貨を貯えていた。Poñ が多大の財貨を寄進できる理由は、こうした Poñ の社会経済的な立場において可能であった。

## VII 少数の titre・諸職の長・宗教者・住民・kñuṃ

### 1) 少数の titre

Ācārya, Tāñ, Tāñ, Añ の titre は, Mratāñ・Kurāk・Kloñ・Poñ よりも使用例が少なく、また碑文内容の制約から見落とされてきた。

「Ācārya」は、梵語で「師範・先生」を意味し、クメール語文中にそのまま使われている。Bàsék の碑文では<sup>139)</sup>、梵語文の「Bhāgavata Dharmapāla」とクメール語文の「Ācārya Dharmapāla」が対応し、Ācārya Dharmapāla は神に kñuṃ (vā・ku) を寄進している。629年の Kdēi Añ の碑文では<sup>140)</sup> 梵語文に「Ācārya Vidyāvinaga」、クメール語文に「Ācārya Samudra」が載っており、前者は liṅga を建立し、後者は Poñ, Kurāk, Tāñ の人とともに共同で、kñuṃ (vā) を寄進している。Poñ Çivadeva が Jeṣṭhapura の Mratāñ Kloñ に差し出した kñuṃ を<sup>141)</sup>,

Poñ [Kumāraçānti] が彼ら [vā Kandos・ku Tai] を loḥ (買い戻す)<sup>142)</sup> ことを Ācārya Īçānadatta に任せた

と述べている。Ācārya は Poñ から指示を受けており、また、Mratāñ Kloñ Bhavapura からも直接仕事を委ねられている。<sup>143)</sup> 従って、Ācārya は Poñ と同等、もしくはそれより下級の侍従であった。Mratāñ の項で述べた「amṇoy ācārya mratāñ (Mratāñ の [titre を持つ] Ācārya の寄進)」には、多数の kñuṃ (40 vā, 115 ku, 子供たち) が Ratneçvara 神に捧げられたという。<sup>144)</sup> 最も古いクメール語碑文 (611年) では<sup>145)</sup>、Kandin [場所名] の Ācārya が vā 8人を献供している。稲田に関係した Ācārya は、Ācārya Rāmadeva<sup>146)</sup>、Ācārya Viṣṇudeva<sup>147)</sup>、Ācārya Dharmaçuddha<sup>148)</sup> などである。Ācārya は Mratāñ Kloñ

139) K.447 X節, 23—25行 (34)

140) K. 54・K. 55 I(I, III)節 14—15行 (9)

141) K. 1 4—5行 (74)

142) 「loḥ」は現代カンボジア語「louh=racheter un esclave」にあたる。(Gueston, J. 1930, *Dictionnaire Cambodgien-Français*, Paris, vol. 1, p. 251).

143) K. 1 6—8行 (24)

144) K.149 2—3行 (15)

145) K.557・K.600 9—10行 (1)

146) K. 22 21行 (11)

147) K.757 20行 (121)

148) K. 79 22—23行 (27)

のもとで仕事に就いているようであり、Pon, Kurāk, Tāñ の人と同等もしくはそれよりも低い地位にあって、kñuṃ 関係の職務に多く携わっている。これらの用例だけでは Ācārya の属性は明らかになりえない。

「Tāñ」について調べてみる。phu-hu'u の碑文には<sup>149)</sup>、Tāñ Kanmeñ Mrasir, Tāñ Kanlah, Tāñ Rut の3人が、tpal (園地) を寄進している。この3人は女性であり、Tāñ は女性名に付いている。また、Bhavapura の Mratāñ Kloñ が「Tāñ Spuñ [女性], Tāñ Bho [女性]」に仕事を委託したという記事がある。<sup>150)</sup> しかし、vā·ku·slā tem (檳榔樹), sre (稲田) を寄付する Tāñ Vidyādeva<sup>151)</sup>, Kloñ の職にある人たちとともに祭儀に参与する Tāñ Kanmeñ<sup>152)</sup>, 稲田を捧げた Tāñ Aṃvī<sup>153)</sup> の諸氏は、男性に付けられた用例である。Tāñ から派生した「Tāñ Añ」の例がある。「aṃony tāñ añ kloñ rañko (米の長[で] Tāñ Añ の [titre を持つ] 人の寄進) があり<sup>154)</sup>、女性の寄進者が Tāñ Añ の titre を持っていた例もある。<sup>155)</sup> Tāñ は、多くの場合女性名の前に付けられるが、男性にも付加される。種々の職務についており、Kurāk, Kloñ, Poñ, Ācārya の titre の人とともに列挙されている。

「Tāñ」に関しては、Sambuor の碑文の中で Mratāñ Kumārasvāmi が Tilakeçvara 神に寄進しているが<sup>156)</sup>、その献供品を、「tāñ gui ta yajamāna ta vraḥ (神に供物を捧げる Tāñ)」がいた。Tāñ は Mratāñ に直属し、供物・献納品の仕事を担当する下級役人であろう。このほかに稲田・園地の寄進をする人の中には、「vraḥ Añ», 「Puneñ», 「Puvāñ」の titre がある。<sup>157)</sup>

碑文を通読していくうちに、人名に前置する titre とは逆の「人名+Añ」の形式で titre が出てくる。「nakk paṃmre ta vraḥ panlas mratāñ (神に奉仕する人たち, [彼らは] Mratāñ の代理人である)」と述べて<sup>158)</sup>、「Knāy Añ」をはじめ11人の「名前+Añ」が連記してある。これと同様の用例が、Prāsāt kōmpon の碑文に17人の「Añ」が載っている。<sup>159)</sup>

以上、少数の titre は史料上の制限があり、その属性や社会関係などがわかりにくい。

149) K. 9 14—17行 (26)

150) K. 1 6—7行 (74)

151) K. 80 8—10行 (12)

152) K. 664 3—4行 (112)

153) K. 493 26行 (33)

154) K. 44 8—9行 (41) および IC, vol. II, p. 12, n. 1. 参照。

155) K. 98 1行 (86)

156) K. 664 1—3行 (112)

157) K. 9 13, 21, 23, 32の各行 (26)

158) K. 137 6—9行 (53)

159) K. 357 3—5行 (95)

## 2) 諸職の長

碑文の中には titre を書かず担当する職種だけ記したものがあつた。まず、軍事関係者では「Yuddhāpramukha (戦士の長)」<sup>160)</sup>、「Pārigrāha (徴兵官)」と「Sahasravargādhipati (千人の軍士の長)」<sup>161)</sup>、「Yodha (戦士)」<sup>162)</sup>などである。社会・経済関係の人には、「Mahānauvāha (案内者の長)」<sup>163)</sup>、「Dhānyākarapati (穀物庫の長)」<sup>164)</sup>、「Samantagajapati (象使いの長)」<sup>165)</sup>、「vaṇijām adhipā=khloñ vanik (商人の長)」<sup>166)</sup>がいた。政治の関係者には「Amātya (大臣)」<sup>167)</sup>、「paricāraka (侍者)」および「Mahāçvapati (大宮廷役人)」<sup>168)</sup>、「Rājasabhāpati (王の会議の長)」<sup>169)</sup>、「sāmantanṛpa (属王)」<sup>170)</sup>などがあつた。これら諸職の長たちは、いずれも寄進に携わつてゐる階層である。

## 3) 宗教者

古代カンボジアの社会においては、諸 titre の保持者および諸職の長が篤信の具現として神へ多大の財貨を献納しているが、碑文はその事跡を克明に伝えている。寺院には、これら寄進者階層に宗教的行為と生活基盤を結びつけて諸貨の供奉を正当化していた僧侶・宗教者が存在した。これは寄進者から財貨を受領し、それを寺院の維持のために運用していた聖職者階層のことである。Práh Kūkā Lūoñ の碑文では<sup>171)</sup>、

「paṃnos gi ta tve pūjā vraḥ kamratāñ añ (神への信仰を強くもつ僧)」「paṃnos ta pos ta gi noḥ vnaṃ vraḥ kamratāñ añ (神の寺院で役務を行なう僧)」

と述べている。寺院には信仰生活を送つてゐる「paṃnos (僧)」がいた。ほかに、「paṃnos paṃjuḥ vraḥ kamratāñ añ (神の paṃjuḥ [意味不明] の僧)」がいたり<sup>172)</sup>、devapūja (神の祭祀)の仕事をする Rudrabhakti という名前の yati (苦行僧)がいたのである。<sup>173)</sup>

各種の寄進財貨は僧の責任のもとにおかれていた。<sup>174)</sup>

kṣetra (田地), go (牛), mahiṣa (水牛), ārama (園地), bhṛtya (=dāsa 奴隸)

- 160) K.726 A(11)行 (157)  
 161) K.725 XV, XVI, XIX節 (57)  
 162) K. 81 8節 (52)  
 163) K.133 1行 (90)  
 164) K.155 I(5)行 (92)  
 165) K.140 3行 (43)  
 166) K.259 Sud (IV, V)節 (158)  
 167) K. 53 7節 (37)  
 168) K.725 XV XI節 (57)  
 169) K.762 VI節 (40)  
 170) K.151 II節 (16)  
 171) K. 44 B(8—9)行 (41)  
 172) K. 18 25行 (69)  
 173) K.439 VIII節 (55)  
 174) K. 44 A(IV)節 (41)



など全部の dhana (財) は特定の puruṣa (人) のものではなく、tāpasī (苦行僧) の pātya (所有する) ものである。

寺院の諸貨はすべて tāpasī (苦行僧) の掌中に帰属し、これ以外の俗人が保有できないことを明記している。Hàn Čei の碑文では<sup>175)</sup>、dāsa (奴隷)、go (牛)、kṣetra (田地) などが、「devayājaka (神の供儀者)」の権限下に置かれていると述べ、「devadravya (神の財貨)」もあった。寺院においては僧 (paṃnos·tāpasī·devayājaka) が居て、寄進諸貨の運用に関する権限を握り、僧以外の人が介入することを禁じていた。それは、寺院保有の財貨が他の財貨と明瞭に区別されていたことを示している。Çivapāda 神に捧げられた kñuṃ (奴隷)・roddoḥ (二輪車)・dvak (小舟) など16種の生産材は当時の経済様相を伝えているが<sup>176)</sup>、

pin phon̄ adhīna āy ta ge paṃnvās °cas ta thve pūjā vraḥ kaṃmratañ añ  
(それらすべて [の財貨] は神の祭儀をいつも執り行なう老僧たちに任されている)

と書かれていて、paṃnvās °cas (老僧) が寺院保有の諸貨を管理・運用していたのだろう。

王の命令が「paṃnvās kulapati (高僧)」宛に出されている。これは王権が寺院の管理運営に介入している例であろう。命令は具体的な内容を指示している。例えば祭祀の執行、līṅga の建立、食糧の確保、境界の明示などを求め、「thve kalpanā phon̄ ta vraḥ kaṃmratañ añ pre ru līṅgapurvva ukk (同じく līṅgapura のごとく神のためにすべての夫役を行なう)」ことを記し<sup>177)</sup>、寺院の直面する諸問題を掲げ、神のために kalpanā (夫役) が実施されていたのだろう。

寺院の境内では、全権が僧の掌中にあった。寺院保有の諸貨がはっきりと他の財貨と区別されるごとく、寺院の区域は他の領域と区分されていた。「神〔複数〕は、Kamratān Tem Krom̄ の droṇ vraḥ (神の領域) と saṃ paribhoge (共有) であるが、Samudrapura の droṇ (領域) ではない。」と述べて<sup>178)</sup>、droṇ vraḥ (神の領域) は pura の領域と区別されていた。また、別の碑文では、「bhūmi vraḥ (神の土地)」として東南西北〔碑文中の方位順序〕の境界を明記している。<sup>179)</sup> D56の碑文では、droṇ vraḥ (神の領域)、同じく Pañcarā の āçrama が Vravok 神と miçrabhoga (共有財貨) を持っていたが<sup>180)</sup>、

kaṃluṇ kuḍya ukk gi āyakta ta paṃnos ta pjuḥ vraḥ kamratān vravok  
(境内は V. K. Vravok 神の ta pjuḥ [意味不明] の僧の権限下に属する)

と書かれている。つまり、pura の droṇ (領域) と区別された droṇ vraḥ (神の領域=寺

175) K. 81 A32—33節 (52)

176) K. 341 Nord (9—10)行 (62)

177) K. 341 Sud (4—9)行 (42)

178) K. 137 3—4行 (53)

179) K. 562 24行 (110)

180) K. 728 2—3行 (151)

院)とbhūmi vrah (神の土地)は、僧の統轄下におかれていた。従って、僧 (paṃnos·paṃnvās·yati·tāpasī·devayājaka)は、寺院における最高責任者であった。例えば、kñuṃ に対して<sup>181)</sup>、「paṃnos paṃjuh ta hvera kñuṃ ta vrah kamratāñ añ (神の奴隷の仕事の順番を保証する paṃjuh [意味不明]の僧)」とあり、これは paṃnos (僧)の権限を示す一例であろう。しかし、寺院をめぐる、paṃnos と寄進者との権限に関する記録は見あたらない。

これらの paṃnos (僧)は、指名されて kñuṃ や各種の財物を受領している。それは、「satra paṃnos liḥ 2 (僧への贈物:[白米] 2 liḥ)」とか<sup>182)</sup>、「pamre ta paṃnos: 5 vā (僧のための奴隷: 5 vā)」であった。<sup>183)</sup> kñuṃ の職種の中に、「mahānasa ta paṃnos (僧のための料理人: 1 vā)」がいたり、同じ碑文に、「canlek (布地), cāti (僧服)の tmāñ (織婦), paṃnos (僧)のための雨期の pnāñ (被い)」のことが述べられている。<sup>184)</sup> Vāt Tasar Moroy の碑文には<sup>185)</sup>、「ta pjuḥ の paṃnvos (僧)のための雨期の布地: 3 yau」の記事もある。この僧侶たちへの贈物の明記は、paṃnos 階層の社会的地位および宗教儀礼の確立を証左するものである。ほかの宗教者には、仏教の「Pu Caḥ Añ」<sup>186)</sup>および Narava-ranagara に住み、王命を伝達している「Sādhu (尊者)」<sup>187)</sup>、「rājabhikṣu」という titre をもつ宗教者<sup>188)</sup>、儀式を行なう「Muni」<sup>189)</sup>、「Sabhā」という祭式補助者がいた。<sup>190)</sup>

祭祀はこれら王と宗教者などによって執り行なわれていた。しかし、僧とバラモンの関係を記載したタイ国 Ūdōn で発見の碑文には<sup>191)</sup>、

vipra (バラモンたち) から敬われている yati (苦行僧)は、bhikṣu とともに simī (境界)の目印となる çilā (石柱)を建てた。

と述べている。これは僧がバラモンからも尊敬される聖職者であることを明確にしている。だから、バラモンも宗教行事に関与しなかったのではなく、Kurāk Kloñ Vyādhapura が liṅga を建立した時に、「dvija (バラモン)たちがそれに Rudramahālaya という名前をつけた。」と書かれていて、新 liṅga の命名に加わっていた。<sup>192)</sup> また、Dharmapura には Āmrātakeça 神が祭られているが、バラモン Dharmasvāmin の家系は、その神の hotar

181) K.127 10—11行 (47)

182) K.561 8行 (46)

183) K.129 4—5行 (89)

184) K.155 I(8—21), II(8—9)行 (92)

185) K.124 VIII節 (73)

186) K.163 II(3)行 (94); K.49 11—12行 (35)

187) K.49 11行 (35)

188) K.388 A(I)節 A(9), C(15—16), d(3—4)行 (156)

189) K.652 I節 (49); K.22 III節 (11)

190) K.154 12行 (48)

191) K.981 I節 (150)

192) K.109 III—IV節 (29)

(祭司)職に就いていた。宗教者の中には神への奉仕を棄てる人たちもいた。<sup>193)</sup>

#### 4) 住 民

碑文の史料的偏差およびヒンドゥイズムの受容が主として titre 保持者・諸職の長・宗教者に限られていたことから、住民に関する記録がきわめて少ない。Tān Krañ の碑文では<sup>194)</sup>、「Dhanvipura の Dhanvipuravāsin (Dhanvi の住民) の Sahasravargādhipati (千人の軍士の長)」と述べられ、住民の存在が明らかとなる。Varadagrāma の pati (長)が、「puravāsin (住民)」とともに供犠を執り行なうという「purajana (住民)」の日常生活が描かれている。<sup>195)</sup> 前述の Ang Chumnik の碑文では<sup>196)</sup>、賦租を支払う kuṭumbin (家長)のことが記載され、その家族の成員となっていたのは住民であろう。Bhāgavata は Thnal Vnaḥ の pura の kula (家族)に生まれたとのべているが、これも pura の住民のことであろう。<sup>197)</sup> これらの記録は梵語文に載っているが、クメール語文中にも住民のことが描かれている。Pu Caḥ Añ が kñuṃ (奴隸), tmur (牛), krapī (水牛), sre (稲田), daṃrin (園地)を vraḥ (Buddha)に捧げたが<sup>198)</sup>、「この puṇya (善行)で協同した <sup>a</sup>nak (人々)によって捧げられた kñuṃ」と述べ、「<sup>a</sup>nak」は kñuṃ と区別された一般住民を指すと思われる。Kōrat から発見された Hin K'ôn の碑文には<sup>199)</sup>、ārāma (園地)の住人として「ārā-mika」がいるという。さらに Vāt Prei Svà の碑文に<sup>200)</sup>、

ge karmāntika (働く人たち)とともに Poñ Çivarakṣa と Poñ Bhadaçakti を  
はじめ Kloñ Sruk (sruk の長)たちの寄進

とあり、「ge karmāntika」は現場で働く人たちを指し、Poñ と doñ (ともに)の関係を持ち、かつ協力できる人という意味から、住民のことである。

#### 5) Kñuṃ

kñuṃ (奴隸)は、身体・人格が寄進者によって占有され、売買・贈与・交換の対象となる物質的側面をもち、同時に労役に服し、生産員としての人間的側面をも併せてもっており、kñuṃ の身分からの解放もあった。kñuṃ には主として vā (男), ku (女)の titre が名前の前に付けられている。詳しくは別の拙稿を参照ねがいたい。<sup>201)</sup>

193) K.725 IX—X節 (57); K.518 D (1—6)行 (104)

194) K.725 XIX節 (57)

195) K. 54・K. 55 IX, XIV節 (9)

196) K. 53 XIX—XX節 (37)

197) K.789 I節 (128)

198) K. 49 12—14行 (35)

199) K.389 10行 (153)

200) K. 41 3—6行 (80)

201) 石沢良昭, 前掲書 pp. 41—62.

## VIII 結 び

古代カンボジアの歴史的個性を認識することは、大へん難解である。しかしながら、Pré-angkor 期という時代的枠組の中において、碑文史料を詳解・分析することにより、当時の社会の一端に触れることができる。カンボジアの碑文は、寄進関係者の篤信・事績・寄進に関するくわしい記録簿といったほうがよいかもしい。碑文には、人名・地名・神名・物産名・職名などの前に必ず何らかの titre が付加してあり、諸 titre は当時の社会 grade を表わす基軸であろう。titre のさまざまな性格を明らかにすることにより、その社会の内部構造や変化の動態を知ることができる。人名の前の titre は、社会秩序の具体的なレッテルであり、同時に身分的表示として存在し、社会内の規律もしくは権力によって維持されてきた。

Mratāñ には、王と直接的に結びつく侍者・官僚の Mratāñ と、間接的につながる pura の長もしくは地方の長の Mratāñ Kloñ がある。両 Mratāñ は、Poñ などの官吏を配下において諸務を執り行ない、王の侍者および pura の長として政治・経済の諸権限を行使していた。それゆえに多大の財貨の寄進が可能であった。また、Mratāñ は供儀も主催していた。つまり Mratāñ は王権と密着もしくは王権を背景とした pura の長として統治秩序に関与した階層につけられた尊称ということがいえよう。

Kurāk は、場所名の前に付いて、その地域（区域）の長をあらわし、それ以外の Kurāk は Poñ と同格的な地位にあったようである。この titre は Préangkor 期にだけ見られる titre であり、尊称とも、位階ともはっきりしたことは判らない。Kloñ は、場所・物産・ge の前に付いた時、それぞれの長・責任者をあらわす。人名についた Kloñ には、供奉者・寄進関係者が多い。Kurāk および Kloñ は、神々に献供できる社会的地位や経済力をもっていた人たちである。

Poñ は、Mratāñ よりも下位にあって諸職に就いていた中間的な階層である。供奉者として供物・寄進の仕事をする人、侍者として軍事訓練・体刑執行をする人・kñuṃ を監視する人など、王・Mratāñ の僚吏として活躍していた。Poñ は穀物収集者として経済的側面をもち、生産関係者として不動産・kñuṃ を保有し、富財をもっていた。Poñ の多大な財貨の寄進は、こうした王・Mratāñ の官僚もしくは生産関係者としての立場から可能であった。Poñ の titre はおそらく敬称・尊称であろう。

Ācārya, Tāñ, Tāñ, Añ, 諸職の長がいて実務を担当し、寄進に加わっていた。

寺院 (ācrama) には、paṃnos (僧) がいて、全権を握っていた。そして、他の領域および財貨と区別される寺院独自の動産・不動産があった。寺院の財貨所有には saṃ paribhoga (共有) および pre siddhi (専有) とがあった。

pura, sruk, 寺院のそれぞれは、各自の領域 (dron) および財貨をもち、孤立した自給自

足経済の場を形成していた。これら生活の場には、titre 保持者のほかに、賦租を支払っていた *kuṭumbin* を核とする住民および半物・半人的性格の *kñum* がいた。

諸 titre は、古代カンボジア社会に内在する特殊で、かつ具体的な身分表示であり、史的経過の中で、titre 相互に見られる社会関係を存続させてきた。

寄進者というのは、寄付行為を実行できる富財の所有者であり、そして何らかの権力・権限をもった人であろう。それは、王をはじめとする titre 保持者であり、住民や *kñum* は寄進者になりえなかった。古代カンボジア社会において「富」を創出する形態は、いうまでもなく農耕生産であって、田地はその生産手段であった。寄進者階級は、ほとんどがこの重要な生産手段を所有もしくはそれに関係する職務に就いていたが、生産活動には直接従事しなかったようである。つまり、生産過程に見られる人間相互の生産関係は、生産手段の所有と非所有によってもちがってくるが、生産された「富」の帰属をめぐる支配・被支配の関係を成立させている。経済的範疇から見た場合、王などの titre 保持者および宗教者は非生産者であり、住民・*kñum* は直接の生産成員である。すなわち、「富」の帰属を明確にするために、前者自身の中に titre を通じて動く上下の力関係を作り出し、前者と後者の間に支配・被支配の関係を生み出している。当時のカンボジア社会は各種の titre 保持者や宗教者がある程度専門化し得るほどの社会・経済基盤を持っていたということになる。

以上は、Préangkor 期碑文中に記録されている諸 titre を抽出し、当時のカンボジア社会を客観的に捉えるため、ささやかな検討をくわえたものである。しかし、これらの titre を規定する社会が以上のごとく断片的にしか判明しないため、残念ながら諸 titre に関する一般的な問題の指摘にとどまってしまった。また、Angkor 期および隣接諸国・インド古代社会との比較検討は別稿に譲りたい。本稿について大方の叱正をいただければ幸いである。

表 Préangkor 期の Titre

No.	碑文No.	Titre	人 名	寄進・関連事項	言語	年 代(治世)	碑 文 名(採取地)	所 載 文 献
1	K. 557 K. 600	Poñ Mratāñ Ācārya Kloñ	Uy Antār Kandin (地名) Mratāñ	vā, ku など寄進 諸職の kñuṃ 8 vā kantai (女奴隷)	kh kh kh kh	611年 (Mahendrarvarman I の末期)	Aṅkor Bórēi (Tà Kèv)	IC. vol. II, pp. 21-23
2	K. 748			11 vā, 15 ku, 1 kon 家畜など寄進	kh	613年 (Īcānavarman I)	Vāt Vihār Trāñ (Kandāl)	IC. vol. V, p. 17
3	K. 749	Mratāñ	Kirtigaṇa	寄進品の決定	kh	617年 (Īcānavarman I)	Pràsāt Ak Yoṃ (Siem-Ráp)	IC. vol. V, pp. 57-58
4	K. 138			69 vā のリスト 51 ku のリスト	kh kh	620年 (Īcānavarman I)	Pràsāt Tóč (Kōmpoñ Čhñāñ)	IC. vol. V, pp. 18-19
5	K. 13	Dviṇa (バラモン)	Vidyādivindvanta		skt	604年 ou 624年 (Īcānavarman I)	Phnom Bàyàn (Tà Kèv)	ISCC. pp. 31-38(V)
6	K. 926	Poñ Kloñ Kloñ	Prajñākirti Mratāñ Vrau Yāñ Au	寄進財貨の共有 ku の寄進 ku の寄進	kh kh kh	624年 (Īcānavarman I)	Thma Krê (Kracèh)	IC. vol. V, pp. 20-22
7	K. 60	Īçvara (長)	Tāmratureçvara (pura の長)	ほかに 3 pura の所有	skt	626年 (Īcānavarman I)	Vāt Čakret (Prei Vēñ)	ISCC. pp. 38-44(VI)
8	K. 604	Brahman	Vidyāviçesa (王の侍者?)	liṅga の建立 儀式を主催	skt skt	627年 (Īcānavarman I)	Sambór-peri Kük F3 (Kōmpoñ Thoṃ)	IC. vol. IV, pp. 17-19
9	K. 54 K. 55	Ācārya Kurāk Ācārya Poñ Poñ	Vidyāvinaya Hvar Samudra Kantil Çivadatta	liṅga の建立 vā を寄進 vā を寄進 vā, ku を寄進	skt kh kh kh kh	629年 (Īcānavarman I)	Kdēi Añ (Prei Vēñ)	IC. vol. III, pp. 157-163
10	K. 761	Vipra (バラモン)	Çrīdharasvāmi	sīmā (境界) の明示	skt	633年 (Īcānavarman I)	Práh Thāt Prei Čōñ Srök (Prei Vēñ)	IC. vol. VII, pp. 102-103
11	K. 22	Muni Ācārya	Īcānadatta Rāmadeva	dāsa	skt kh			

No.	碑文No.	Titre	人	名	寄進・関連事項	言語	年代(治世)	碑文名(採取地)	所載文献
11	K. 22	Poñ Poñ Kloñ Poñ Kurāk	Gopadatta Kuṃāraçakti Din Rudraçambhu Danle Krau (地名)	稲田を神に売却 稲田を神に売却 稲田売却	kh kh kh kh	VII世紀 (Īçānavarman I)	Vāt Pô (Tà Kèv)	IC. vol. III, pp. 143-147	
12	K. 80	Tañ	Vidyādeva Vidyādeva	財貨を āçrama に寄進 vā·ku·稲田の寄進	skt kh	VII世紀 (Īçānavarman I)	Vat Prei Veñ (Kandāl)	IC. vol. VI, pp. 3-5	
13	K. 90	Bhṛtya (侍者) Poñ	Bhadrañyudha Bhadrañyudha	軍事訓練 財貨の専有	skt kh	VII世紀 (Īçānavarman I)	Kūk Prāh Kôt (Kômpon Čam)	IC. vol. V, pp. 25-27	
14	K. 102	Rājan	Īçānavarman I	go, bhūmi など寄進	skt	VII世紀 (Īçānavarman I)	Prāh Thāt Prāh Srēi (Kômpon Thom)	IC. vol. V, pp. 32-33	
15	K. 149	Mratañ Añ	某 Ācārya [王より Mratañ 位を拝受]	vā, ku, tmur など多数のリスト	kh	VII世紀 (Īçānavarman I)	Sambór-prei Kūk N18 (Kômpon Thom)	IC. vol. IV, pp. 28-30	
16	K. 151	Sāmantanṛpa (臧王) Içavara (長)	Narasimhagupta Indrapureçvara	ksetra, dāsa	kh skt kh	VII世紀 (Īçānavarman I)	Prasāt Robaṅ Romās (Kômpon Thom)	BEFEO, 43, pp. 5-7	
17	K. 437	patni(妻) (Īçāna- varman I の妻)	Sākaramañjari	dāsa	skt	VII世紀 (Īçānavarman I)	Sambór-proi Kūk N14 (Kômpon Thom)	IC. vol. IV, pp. 24-25	
18	K. 438	Brahman Mratañ	Durgasvāmi Durgasvāmi	liṅga の建立 tmur, sre など	skt kh	VII世紀 (Īçānavarman I)	Sambór-prei Kūk N16 (Kômpon Thom)	IC. vol. IV, pp. 25-27	
19	K. 440	bhubhṛt } mahabhṛt }	Īçānavarman I	扶南の征討	skt	VII世紀 (Īçānavarman I)	Sambór-prei Kūk S (Kômpon Thom)	IC. vol. IV, pp. 7-9	
20	K. 441			Giriça の町の liṅga	skt	VII世紀 (Īçānavarman I)	Sambór-prei Kūk S (Kômpon Thom)	IC. vol. IV, pp. 14-17	
21	K. 482	(Yajamāna)	Juñ Glāñ Juñ Añ	vā, ku のリスト	skt kh	VII世紀 (Īçānavarman I)	Kôk Rokā (Kômpon Thom)	IC. vol. V, pp. 28-29	
22	K. 503	Kurāk Mratañ Kloñ Kloñ	不詳 Anaṅga Hvip Yuñ	sre など 勅令-amras	kh kh kh kh	VII世紀 (Īçānavarman I)	Chantaboun (Praçinburi)	BEFEO, 24, pp. 352-358	

No.	碑文No.	Titre	人 名	寄進・関連事項	言語	年 代(治世)	碑 文 名(採取地)	所 載 文 献
23	K.709	Poñ Poñ	Īcānavarman I Jān (Yajamāna) Vrau Añ	go, ksetra の寄進 vā, ku のリスト kñuṃ など寄進	skt kh kh	VII世紀 (Īcānavarman I)	Trau Tasar (Tà Kèv)	IC. vol. V, pp. 30-31
24	K.506	Mratāñ Kloñ	Jyeṣṭhapura の長	碑文執筆者?	kh	637年 (Bhavavarman II)	Khâu Nôi (Praçinbūri)	IC. vol. V, p. 23
25	K.505		Sinahv (vihāra)	kñuṃ	kh	639年 (Bhavavarman II)	Khau Rang (Praçinbūri)	IC. vol. V, pp. 23-24
26	K. 9	Tamandarapura の長 iça (長) Añ Kurāk Vraḥ Añ Tāñ Tāñ Tāñ Kliñ (インド人) Vraḥ Kamratāñ Añ Poñ Kloñ Puneñ Kloñ Puvāñ Poñ Kloñ Poñ Kloñ Poñ Añ Vraḥ Añ Puvāñ	Bhoja Rudrapurī Vañ Cak の Hap Añcan Jeñ Kamvañ Kanmeñ Mrasir Kanlaḥ Rut Guṇadeva (貴人) Mi (kep=収集者) Dmel Prajñāvan Tok Taṃnok Din Vnaṃ Añ Pañjas 不 詳 Sra Kuṇḍāla Lāñ Gus (地名) Po Sramāñ Mu Pañjas	kṣetra など寄進 〔Bhoja の兄〕 80 sanre 寄進 tpal, sre 寄進 20 sanre 寄進 tpal, sre の寄進 tpal, sre の寄進 tpal, sre の寄進 20 sanre の寄進 60 sanre の寄進 tpal, sre の寄進 tpal, sre の寄進 tpal, sre の寄進 tpal, sre の寄進 80 sanre の寄進 tpal, sre の寄進 tpal, sre の寄進 tpal, sre の寄進 80 sanre の寄進 4 sanre の寄進 4 sanre の寄進	skt skt kh kh kh kh kh kh kh kh kh kh kh kh kh kh kh kh kh kh kh	639年 (Bhavavarman II)	Phu-hu'u (Tà Kèv)	IC. vol. V, pp. 36-38



No.	碑文No.	Titre	人 名	寄進・関連事項	言語	年 代 (治世)	碑 文 名 (採取地)	所 載 文 献
27	K. 79	Mratañ Tañ Vrah Kamratañ Añ Poñ Poñ Poñ Poñ Kloñ Poñ Poñ Ācārya Poñ	Iṣanapavitra Ci Paañ 〔地方神または sruk の長〕 Syām Guṇadeva Yuñ Laḥ Añ Jhe Vraiy〔森の樹林の長〕 Mano Ap Dharmaçuddha Vidyākumāra	多くの sre 寄進 sre の売却 sre の売却 sre の売却 sre の売却 sre の売却 sre の売却 sre の寄進 sre (?) の売却 sre の売却 sre の寄進 (?) sre の寄進	kh kh kh kh kh kh kh kh kh kh kh kh kh	639年 (Bhavavarman II)	Tà Kèv (Tà Kèv)	IC. vol. II, pp. 69-72
28	K. 910	Dvija (バラモン) Mratañ Poñ	Ananta Anantasvāmi Vimale	liṅga の建立 kñuṃ 40人を寄進 借財の支払い	skt kh kh	651年 (Bhavavārman II)	Tuol Añ Srah Thāt (Kandāl)	IC. vol. V, pp. 39-40
29	K. 109	Īçvara (長) iça (長) Kurāk Kloñ Dvija (バラモン)	Vyadhapura の Vibhu Dhurvapura の長 Vyahapura の長	dāsa, paçu などの寄進 Vyadhapura の長の兄 43 vā, 40 ku の寄進 liṅga 命名	skt skt kh skt	655年 (Bhavavarman II)	Prāsāt Prāḥ Thāt (Kōmpoñ Čám)	IC. vol. V, pp. 41-44
30	K. 21	Kurāk	不 詳	sre に関係か?	kh	VII世紀 (Bhavavarman II)	Poñā Hòr (Tà Kèv)	IC. vol. V, pp. 5-6
31	K. 483	rājan	Bhavavarman II	寺院建立	skt	VII世紀 (Bhavavarman II)	Phnom Bàyàn (Tà Kèv)	IC. vol. I, pp. 251-255
32	K. 733	kavi (詩人)	Vidyapuṣpa	dāsa・go など寄進	skt	VII世紀 (Bhavavarman II?)	Phnom Prāḥ Vihār (Kōmpoñ Čnāñ)	IC. vol. I, pp. 3-5
33	K. 493	Āmātya (顧問) Poñ Kurāk Poñ Poñ Poñ	Jñānacandra Bha Vinaya Jmeñ Vidyāçakti Chañ Bhānaprasiddhi	共有, 多くの財貨 krapi を引きわたす sre を売却, 値段 sre を売却 sre を引きわたす sre を寄進	skt kh kh kh kh kh			

石沢：カンボジア Prāngkor 期の諸 titre について

No.	碑文No.	Titre	人 名	寄進・関連事項	言語	年 代(治世)	碑 文 名(採取地)	所 載 文 献
33	K. 493	Poñ Poñ Poñ Tañ Mratāñ Poñ Poñ (Añ) Mratāñ	Matiçakti Bha Çleşma Candra Aṃvī Bhā Kusuma Bhānaprasiddhi Cī Medhāvindu	ākara (税)払戻す sre を売却 kñum を支払い物件に sre を寄進 sre を寄進 sre を寄進 sre を寄進 kumāramatya (王子 の教育係)	kh kh kh kh kh kh kh kh	657年 (Jayavarman I)	Tūol Kōk Prāḥ (Prei Vēñ)	IC. vol. II, pp. 149-152
34	K. 447	Bhāgavata Ācārya	Dharmapāla Dharmapāla	Jayavarman I に献呈 3 vā, 3 ku	skt kh	648年~657年 (Jayavarman I)	Basēt (Bàttam̃bañ)	IC. vol. II, pp. 193-195
35	K. 49	Bhikṣu Bhikṣu Sādhu (尊者) Pu Caḥ Añ Pu Caḥ Añ Poñ <sup>a</sup> nak ta psam̃	Ratnabhānu Ratnasim̃ha  Ratnabhānu } Ratnasim̃ha } Çubhakīrti (協力する人たち=住民)	ajñā (王の命令)の伝達 tmur, krapī など多く の財貨を寄進 専有権をもつ	skt skt skt kh kh kh kh	664年 (Jayavarman I)	Vāt Prei Vāl (Prei Vēñ)	IC. vol. VI, pp. 6-9
36	K. 115	ame (母)	Poñ Nirjitasim̃ha の母	vā, ku のリスト	kh	665年 (skt 碑文中) (Jayavarman I)	Sóphās (Kōmpon Çam̃)	IC. vol. VI, pp. 10-11
37	K. 53	Vaidya (医師) Amātya (大臣)	Sim̃hadatta (Aḍhyapura の長)	kuṭumbin (家長)から 賦租をとりたてない	skt	667年 (Jayavarman I)	Ang Chumnik (Prei Vēñ)	ISCC, pp. 64-72 (XI)
38	K. 50		Kavalitayamin	Viṣṇu-Īça の建立	skt	668年 (Jayavarman I)	Vat Prey Vier (Prei Vēñ)	ISCC, pp. 73-75 (XII)
39	K. 666		創建者〔名前不詳〕	奴隷解放 (adāsa)	skt	670年 (Jayavarman I)	Vāt Kirivon (Tà Kèv)	IC. vol. V, p. 45
40	K. 762	Rājsabhāpati (王の会議の長)	(王の) bhṛtya〔名前不詳〕	dāsavarga (奴隷小集団)	skt	673年 (Jayavarman I)	Tūol Prāḥ Thāt (Prei Vēñ)	IC. vol. I, pp. 12-15
41	K. 44	Tāpasā (僧)		寺院の財貨を所有	skt			

No.	碑文No.	Titre	人 名	寄進・関連事項	言語	年 代 (治世)	碑 文 名 (採取地)	所 載 文 献
41	K. 44 (追補 参照)	Poñ Tañ Añ	Varahasena Kloñ Rañko (米の長)	āçrama と pura の区 別	kh	674年 (Jayavarman I)	Práñ Kúhā Lūon (Kāmpot)	IC. vol. II, pp. 10-13
42	K. 341	Pamvās Kulapati (高僧)	[Jayavarman I からの命 令]	祭事・食糧・境界・税 などの取扱いを明記	kh	674年 (Jayavarman I)	Prāsāt Nāk Buos (Kōmpoñ Thom)	IC. vol. VI, pp. 23-26
43	K. 140	Samantagajapati (象使いの長)	[名前不詳]	32 vā, 16 ku, 13 kon などを寄進	kh	676年 (Jayavarman I)	Vāt Bārày (Kōmpoñ Thom)	IC. vol. VI, pp. 14-15
44	K. 78	Mratāñ	[名前不詳]	35 vā, 47 ku, 13 kon などを寄進	kh	668年~677年 (Jayavarman I)	Phnom Bāsēt (Kōmpoñ Spu)	IC. vol. VI, pp. 12-13
45	K. 451	Kuruñ	Maleñ の地 (封地?)	58 kñum 借財の支払 kñum が地獄へ行く	kh	680年 (Jayavarman I)	Prāsāt Prei Thnāl= Sud (Siem-Rāp)	IC. vol. V, pp. 49-52
46	K. 561 (追補 参照)	(Yajvan) Poñ Paṃnos (僧) Kloñ Poñ (Mratāñ?) Poñ Kloñ Tañ Poñ Poñ Poñ Kloñ Kurāk	Bhavadendra Bhavadendra  Mṛta Jñānavindu Jñānaprakāça  Vidyāharadeva Candrāna Vinduçakti Trasok Kurāk Danle Krohv(地名)	財貨の寄進 ākara (税) の取扱い satra (僧への寄進) rañko, vā, ku を寄進 rañko, vā, ku を寄進 rañko, vā, ku を寄進 rañko・布地の寄進 rañko, vā, ku を寄進 ku 2 vā, 3 ku vā, ku	skt kh kh kh kh kh kh kh kh kh	681年 (Jayavarman I)	Tūol Añ Tnòt (Tà Kèv)	IC. vol. II, pp. 39-44
47	K. 127	Mratāñ Pādamūla ta an- au (ここに住んで 敬われている人) Paṃnos (僧) Mratāñ	Vidyākirti [Poñ がその中に含まれ ている]  paṃjuḥ Içvaravindu	vā, ku (kñum)  kñum の仕事を保証 他寺院との共有を指示	kh kh kh kh	683年 (Jayavarman I)	Sambor: Trapāñ Prei (Kracèh)	IC. vol. II, pp. 89-91
48	K. 154	Mratāñ	Devasvāmi	dirghasatra(大供儀)を 主催・Poñ に献供・任	kh			

石沢：カンボジア Preāngkor 期の諸 titre について

No.	碑文No.	Titre	人 名	寄進・関連事項	言語	年 代(治世)	碑 文 名(採取地)	所 載 文 献
48	K. 154	Sabhā (祭式補助者) Poñ Poñ Paṃnos (僧)	数人の名前明記 Saṅkarṣaṇa Çruta pajuḥ [意味不明]	Poñ-Mratāñ がいる pura の神の仕事 pura の神の仕事 Mratāñ と Paṃnos が 同一人物か?	kh kh kh kh	685年 (Jayavarman I)	Phum Kōṃrieñ (Kandāl)	IC. vol. II, pp. 123-125
49	K. 652	Muni	Vidyāvarvindu	liṅga の建立・祭儀を 記念して	skt	687年 (Jayavarman I)	Sàlā Srōk de Roṃduol (Svày Rieñ)	IC. vol. V, p. 55
50	K. 765		Mahānukṛtavikhyāta Mahānukṛtavikhyāta	ling の建立 vā, ku, sru 寄進	skt kh	678年—687年 (Jayavarman I)	Prāsāt Nāñ Kkmau (Tà Kèv)	IC. vol. V, pp. 53-54
51	K. 77	Dvija (バラモン)		外人バラモンの処遇	skt	VII世紀 (Jayavarman I)	Srè Ampil (Kandāl)	IC. vol. V, pp. 46-48
52	K. 81	Rājan (王) Īça (長) Yodha (戦士)	Bhavavarman (Ugrapura の長)	nagara (都城) devadravya (神の財 貨)	skt skt	VII (Jayavarman I)	Hàn Cei (Kōṃpoñ Čàm)	ISCC, pp. 8-21 (I)
53	K. 137	Mratāñ Sevabhāra [奉仕 者の意] Añ	Damdam Pu Neñ Mratāñ の panlas(代理人)	pura の領域, 勅令 400人の kñuṃ 調達 諸職 kñuṃ	kh kh kh	VII世紀 (Jayavarman I)	Loñvèk (Kōṃpoñ Čhñāñ)	IC. vol. II, pp. 115-118
54	K. 367			Liṅgaparvata	skt	VII世紀 (Jayavarman I)	Vāt Ph'u (Basāk)	IC. vol. V, pp. 9-10
55	K. 439 (N)	(Rājan の妻女) Yati	Valādhipati Rudrabhakti	go(牛), dehin(人間) devapūja (信教行為)	skt skt	VII世紀 (Jayavarman I)	Sambór-Prei Kùk N20 (Kōṃpoñ Thom)	IC. vol. IV, pp. 30-32
56	K. 563	bhṛtya (侍者) Poñ Poñ Kloñ	王の yajvanā 〔名前不詳〕 Nideçotsāha Gotra	Viṣṇu sre など多大の財貨 vā, ku を監視 vā, ku を寄進	skt kh kh kh	VII世紀 (Jayavarman I)	Phum Črei (Kōṃpoñ Spu)	IC. vol. II, pp. 198-199
57	K. 725	Dharmapuraの長 Çreṣṭhapuraの長 Pārigrāha (徴兵官)	Dharmasvāmin Dharmasvamin の jyeṣṭha (長男) Pracaṇdasimha	各種財貨を献呈 mahāçvapati (大宮廷 官) 侍者の長・漕手の長を 兼任	skt skt skt	VII世紀 (Jayavarman I)	Tāñ Krañ (Kōṃpoñ Čàm)	IC. vol. I, pp. 7-12

No.	碑文No.	Titre	人 名	寄進・関連事項	言語	年 代 (治世)	碑 文 名 (採取地)	所 載 文 献
57	K. 725	Sahasravargādh- ipati (千人の軍士の長)	Pracaṇḍasiṃha (Samantanauvāha の称 号をもつ)	Dhanvipura に居住 し、戦争に行った Dharmasvāmin の次 男	kh			
58	K. 132	bhiṣaj (医者)		708年, 83才で死去	skt	693年および708年 (Jayadevī)	Sambor : Anlun Pran (Kracèh)	IC. vol. II, pp. 85-86
59	K. 582	Poñ Kloñ	Brahmaçakti Brahmaçakti Jivik So	liṅga の建立 多くの財貨・共有 Poñ と共に寄進	skt kh kh	693年 (Jayadevī)	Tùol Tramuñ (Kômpon Spu)	IC. vol. II, pp. 200-201
60	K. 74	Poñ Poñ Vastrapāla	Tnaḥ Kmau Vastrapāla = vasanapāla (織物の番人)	vā, ku の寄進 Poñ が織物の番人	kh kh	697年 (Jayadevī)	Vāt Prāḥ Nirpān (Kômpon Spu)	IC. vol. VI, pp. 18-19
61	K. 113    K. 114	Mratāñ Poñ	[名前不詳] Sarvadatta	kñuṃ Mratāñ の息子	kh kh	698年 (?) (Jayadevī)	Svày Sāt Phnom (Kômpon Cà)	IC. vol. VI, pp. 20-21
62	K. 341 (N)	Poñ Poñ Pamnvās "cas(老 僧)	Myañ Bhuanāditya }	ge dharmamika(篤信 の人たち) 勅令で指示 thve pūjā (祭事をおこなう人)	kh kh	700年 (Jayadevī)	Pràsāt Nāk Buos : L (Kômpon Thom)	IC. vol. VI, pp. 23-26
63	K. 589	Dvija (バラモン)	Nāga	彫像の建立	skt	704年 (Jayadevī)	Tùol Kômnap (Bättambañ)	IC. vol. III, pp. 129-131
64	K. 753 (S)	Mratāñ (数人)		sre など寄進	kh	704年 (Jayadevī)	Pràsāt Ak Yom (Siem Rap)	IC. vol. V, pp. 58-59
65	K. 145	Mratāñ Pamjuh vraḥ(僧)	Medhāvi	sre, kñuṃ など寄進	kh kh	706年 (Jayadevī)	Pràsāt Phum Pràsāt (Kômpon Thom)	IC. vol. VI, p. 72
66	K. 904	Mratāñ Ge Kloñ (Añ) Ge Kloñ (Añ) Vraḥ Kamratāñ Añ	Jayadevi Çakrasvāmi Sundaryayuvatī [王女?] Çobhājayā [王女?] Jayadevi	インド人 dvija と結婚 共有・専有の区分 Mratāñ と協力し、寄 進に参加する。 Mratāñ に田地を授与	skt kh kh kh	713年 (Jayadevī)	Bàrày Occidental (Siem Rap)	IC. vol. IV, pp. 54-63

石沢：カンボジア Preangkot 期の諸 titre について

No.	碑文No.	Titre	人 名	寄進・関連事項	言語	年 代(治世)	碑 文 名(採取地)	所 載 文 献
67	K.121		Puṣkara	Çambhupura の王	skt	716年 (Jayadevi)	Prah Thāt Kvan Pir (Kraçèh)	BEFEO, Tome 4 pp. 675-676
68	K.688	Poñ	Dadhikuṇḍasāgara Çarvagupta	sre を寄進 sre の内容を明記	kh kh	719年 (Jayadevī)	Prāsāt Prei Prāsāt (Siem Rāp)	IC. vol. IV, p. 36
69	K. 18	Mratañ Mratañ Mratañ Paṃnos	Bhāskarapāla Siddhigana Candrasena paṃjuḥ (僧侶)	kñuṃ つきの sre kñuṃ を献供	kh kh kh kh	726年 (Jayadevi)	Prei Mien (Tà Kèv)	IC. vol. II, pp. 146-148
70	K.428	Tañ	[女性寄進者?]	dāsa, ārama など寄進 gho, vā, ku など寄進	skt kh	761年 (Jayadevi) (Jayavarman I bis)	Kūk Práh Kōt (Kōmpōñ Čam)	IC. vol. VII, pp. 76-78
71	K.134		ṅnak paṃre kaṃluṅ (寺院の奉仕者たち)	gho, tai のリストあり	kh	781年	Lobōk Srèt (Kraçèh)	IC. vol. II, pp. 92-94
72	K.244			Lokeçvara の存在を 実証	skt	791年	Prāsāt Tà Kām (Siem Rāp)	IC. vol. III, p. 89
73	K.124	Kanheñ Kamra- teñ Añ  Kuruñ (長) (Kṛtajñavana の) Kurek = Kurāk ṅnak kloñ  Paṃnvas ta pjuḥ Paṃnvas kloñ Kamrateñ Añ Kamrateñ Añ	Ta Cpoñ【長姉の意】 = Jyeṣṭhāryā rājñī (skt)  } Kanyāt  (僧) (僧) Utkṛṣṭa Guru Suvira	kñuṃ の vnok (グル ープ) 寺院へ多大の財貨  [=paṃnos paṃjuḥ と同じ] 綿布を寄進 布地・蜜など寄進	kh kh kh kh kh kh	803年	Vāt Tasar Moroy (Kracèh)	IC. vol. III, pp. 170-174
74	K. 1	Poñ Kurāk Mratañ Kloñ Mratañ Kloñ Ācārya	Çivadeva Kandāy Jeṣṭhapura Bhavapura Īcānadatta	kñuṃ を pura の長へ kñuṃ 寄進, Poñ と共に kñuṃ 受領 vā, ku を寄進 Poñ が kñuṃ 買い戻 し命令	kh kh kh kh kh	VII世紀	Vāt Thlèn (Chaudoc)	IC. vol. VI, pp. 28-30

No.	碑文No.	Titre	人 名	寄進・関連事項	言語	年 代(治世)	碑 文 名(採取地)	所 載 文 献
74	K. 1	Poñ (Kloñ ge) Tañ Tañ Ācārya	Kumaraçanti Spun Bho Çilabhadra	kñuṃ の寄進 } Mratāñ Kloñ より 指示をうけて従事	kh kh kh kh			
75	K. 6	Mratāñ Poñ	Çucidatta Prabhavadatta	sruk と vraḥ の土地 の区分 panlas (代理人) の供 奉者	kh kh	VII世紀	Pràsàt Prām Lovēñ (Sadec)	BEFEO, Tome 36 pp. 5-6
76	K. 8	Poñ	Kṛṣṇadatta	32 va, 17 ku	kh	VII世紀	Pràsàt Prām Lovēñ (Sadec)	IC. vol. II, p. 79
77	K. 30	Mratāñ Poñ Poñ Poñ Poñ Poñ	Cidok (Kṛṣṇamitra の義 兄弟) Kṛṣṇamitra Rudrābhavā Rudrāntakula Puṣpananda Vikaraṇanta Vrau	[神に領地を与える] 6 vā, 4 ku の寄進 ple samvatsara moy (年貢)の支払い sre の寄進 nivandha (賦租) ple divasa moy(日常 の必需品) など	skt kh kh kh kh kh	VII世紀	Çamñòm (Tà Kèv)	IC. vol. II, pp. 26-28
78	K. 37	Kloñ	Kloñ mādhū (蜜の長)	sre, ranko など寄進	kh	VII世紀	Pràsàt Nāñ Khmau (Tà Kèv)	IC. vol. II, pp. 35
79	K. 38	Poñ Tañ Kurāk Poñ Poñ Poñ Mratāñ Kuruñ Mratāñ Kloñ Mratāñ	Pramathagaṇa (体刑執行 人) Īçvaracita (pamre 奉仕者たち) Brahmakumāra Vikramapura の長 Rājagraha Sudarçana Bhāgavata	sre など寄進 稲田の標識, 池 Jayavarman I からの 勅令 kñuṃ の寄進 Mratāñ Kloñ に命令 を出す [「長」を意味せず]	kh kh kh kh kh kh kh	VII世紀	Văt Thòt (Tà Kèv)	IC. vol. II, pp. 45-46
80	K. 41	Poñ Kloñ Sruk	Çivabhūṣaṇa Çivarakṣa Bhadaçakti	dravya vraḥ (神の財 貨と交換) karmāntika (働く人) と共に寄進	kh kh kh			

石表：カンボジア Preāngkor 期の諸 titre について

No.	碑文No.	Titre	人 名	寄進・関連事項	言語	年 代(治世)	碑 文 名(採取地)	所 載 文 献
80	K. 41	Poñ Poñ Poñ	Muk Krahaṃ } Vinaya } Kṛs Karmāntika (働く人=住 民)	sre vraḥ (神の稲田) 稲田の交換 稲田の交換 Poñ と共に寄進	kh kh kh kh	VII世紀	Vāt Prei Svà (Tà Kèv)	IC. vol. VI, pp. 32-33
81	K. 46	Poñ Mratāñ	Jñānakumāra Çiva (Yajamāna)	kñuṃ, tmur など kñuṃ, sre など寄進	kh kh	VII世紀	Phnom Nòk (Tà Kèv)	IC. vol. VI, pp. 34-36
82	K. 51	Mratāñ	Indradatta	諸職の kñuṃ を寄進 vā Kurāk の記載	kh	VII世紀	Vāt Kdei Tráp (Prei Vèh)	IC. vol. V, pp. 14-16
83	K. 66	Mratāñ Kloñ Tāñ Kloñ Añ Mratāñ Añ Añ	Mitrāvali } Uñ } Jeñ } Ādityasvāmi } Mratāñ?	すべての所有権 (sit) を vraḥ に譲渡  Bhagavati 建立およ び Kantai の寄進  vā, ku のリスト	kh kh kh kh kh kh	VII世紀	Snay Pol (Prei Vèh)	IC. vol. II, pp. 51-53
84	K. 73	Mratāñ Poñ Poñ Kurāk	Caranta Adit Sudeva	vā, ku など寄進 sre tmur, ton, sre の寄進 sre に関係か	kh kh kh kh	VII世紀	Vāt Práh Thát (Kandāl)	IC. vol. VI, p. 37
85	K. 76			kñuṃ rmañ (モン人 の kñuṃ)・多数の kñuṃ	kh	VII世紀	Phnom Hó Phnou (Svay Rien)	IC. vol. V, pp. 7-8
86	K. 98	Tāñ Añ	[女性寄進者]		kh	VII世紀	Bantay Prei Nokor (Kōmpoñ Čam)	IC. vol. VII, p. 32
87	K.108			vā, ku のリスト	kh	VII世紀	Práh Thát Khnai Van (Kōmpoñ Čam)	IC. vol. VI, p. 38
88	K.107			praman (郡) の語句	kh	VII世紀	Práh Thát Khnai Van (Kōmpoñ Čam)	IC. vol. VI, pp. 38-39
89	K.129	Poñ	[名前不詳]	諸職の kñuṃ リスト	kh	VII世紀	Sambór : Tà Kiñ (Kracèh)	IC. vol. II, pp. 83-84



No.	碑文No.	Titre	人 名	寄進・関連事項	言語	年 代(治世)	碑 文 名(採取地)	所 載 文 献
90	K. 133	Mahānauvāha (案内者の長) Mratāñ	[名前判読できず] Rudravindu	32 vā, 49 ku 寄進 80 ku と同じ値の稲田	kh kh	VII世紀	Trapān Thma: Sambór (Kracèh)	IC. vol. V, pp. 81-82
91	K. 135			10 ku, 5 kon など pamre ta pamnos (僧への奉仕者)	kh kh	VII世紀	Lobök Srót (Kracèh)	IC. vol. II, p. 95
92	K. 155	Dhānyākaraṇapati (穀物庫の長)	[貴人?・名前不詳]	諸職の kñum 多数 kñum tamve sre (稲田をつくる kñum)	kh	VII世紀	Kôk Rokà (Kômpon Thom)	IC. vol. V, pp. 64-68
93	K. 159	Poñ	Grager	2 ku, sre など寄進	kh	VII世紀	Pràsàt Bèñ (Kômpon Thom)	IC. vol. VI, p. 40
94	K. 163	Poñ Pu Caḥ Añ Poñ	Prajñācandra Bodhasuṣṭha Vidyā...	15 vā, 2 me など kñum を寄進 Mahāyāna の存在暗示	kh kh kh	VII世紀	Pràsàt Ampil Rolū'm (Kômpon Thom)	IC. vol. VI, pp. 100-101
95	K. 357	Ge kloñ Añ	[某女] 17名の Añ	各地から来た kñum	kh kh	VII世紀	Pràsàt Kômpon (Kômpon Thom)	IC. vol. VI, pp. 41-42
96	K. 360		Candravindu	Çiva の祠堂建立 と祭 祀の必需品を明記	skt	VII世紀	Bà Dom (Stuñ Trèñ)	IC. vol. V, pp. 61-62
97	K. 400 (A)	Canāçeçvara (Canāça の長)		dāsa 10人	skt	VII世紀	Bô Ika (Nakon Rac'asima)	IC. vol. VI, pp. 83-85
98	K. 416	Poñ	... ndhunama	ku, kon など寄進	kh	VII世紀	Kômpon Spu (Kômpon Spu)	IC. vol. II, p. 47
99	K. 422			vā, ku, kon など	kh	VII世紀	Căn Cùm (Tà Kèv)	IC. vol. II, p. 9
100	K. 423	(Yajamāna) Poñ Kloñ	(名前不詳) Krom (= Ācārya yajamā- na 供奉者の長)	kñum, amraḥ vā (vāの長)	kh kh	VII世紀	Trapān Thom (Kômpot)	IC. vol. II, pp. 135-136
101	K. 424	Poñ Poñ Poñ	Gu... Pravaraçānti Bha pra...	sru vrah (神の粃つき 米)	kh kh kh			

石沢：カンボジア Preāngkor 期の諸 titre について

No.	碑文No.	Titre	人 名	寄進・関連事項	言語	年 代(治世)	碑 文 名(採取地)	所 載 文 献
101	K.424	Poñ Poñ Poñ Poñ	Bhākumāra Ça... Içvarabhuṣaṇa Ca...	sru poñ (Poñ の粃つき米) vā, ku など	kh kh kh kh	VII世紀	Phnom Mráh Prou (Kōmpon Spu)	IC. vol. II, pp. 73-74
102	K.426		[勅令, 共有の記録あり]	kñum, tmur, krap, sre など寄進	kh	VII世紀	Vat Čon Èk (Kandal)	IC. vol. II, pp. 121-122
103	K.480		...vāhakara	31 vā, 50 ku など	kh	VII世紀	採取地不明	IC. vol. II, pp. 191-192
104	K.518	Teñ		神の奉仕を放棄する人	kh	VII世紀	Thanh-Điên (Tây-Ninh)	IC. vol. II, pp. 75-76
105	K.548			<sup>a</sup> nak sre および 8 vā, 3 ku などの記載あり	kh	VII世紀	Aṅkor Bórèi (Tà Kèv)	IC. vol. II, p. 154
106	K.555	Tañ Añ		puṇya (善行)	kh	VII世紀	Aṅkor Bórèi (Tà Kèv)	IC. vol. II, p. 18
107	K.559	Poñ	[名前不詳]	vā, ku, sre など寄進	kh	VII世紀	Tuol Añ (Tà Kèv)	IC. vol. II, p. 36
108	K.560	Poñ	Vajrabheda	ghoda : va kantai : ku など寄進	kh	VII世紀	Vat Añ Khváv (Tà Kèv)	IC. vol. II, pp. 37-38
109	K.648	Kurāk Kloñ (Sruk Krauの長)	Sruk Krau [地名?]	vā, ku, <sup>a</sup> nak, kantai など寄進	kh	VII世紀	Nāk Tà Tǎñ Rǎy (Kōmpon Čam)	IC. vol. VI, pp. 16-17
110	K.562	Mratāñ Kloñ Kloñ Loñ	Maheçvarasvāmi (yajamāna)	9 vā, 22 ku krap, sre など寄進 kñum, sre など寄進 amras phon (生きものすべて)	kh kh kh kh	VII世紀	Tuol Añ Khváv (Tà Kèv)	IC. vol. II, pp. 196-197
111	K.657			2 vā ; 5 ku のリスト	kh	VII世紀	Phnom Práh Lān (Kōmpon Thom)	IC. vol. VI, p. 46
112	K.664	Mratāñ Tañ	Kumarāsvāmi Mratāñ の Tañ か?	13 vā, 14 ku 神への供奉	kh kh			

No.	碑文No.	Titre	人 名	寄進・関連事項	言語	年 代 (治世)	碑 文 名 (採取地)	所 載 文 献
112	K.664	Kloñ Poñ Kloñ Tañ	Saṃvok Kanmeñ	神への供奉と祭式の執行 kñuṃ vraḥ (神の kñuṃ)	kh kh kh	VII世紀	Saṃbuor (Kandāl)	IC. vol. V, pp. 69-70
113	K.689	Tapasā (僧) Paṃnos		vā, ku など多数	kh	VII世紀	Vāt Pô Rôn (Tà Kèv)	IC. vol. VI, pp. 47-48
114	K.710	Tañ Añ	Çāntikīrti	kñuṃ (vā, ku) のリスト	kh	VII世紀	Tà Lo (Tà Kèv)	IC. vol. VI, p. 49
115	K.711			sarvvaṇḍa kñuṃ : 50人 (青年の奴隷)	kh	VII世紀	Bel (Kōmpoñ Spu)	IC. vol. VI, p. 50
116	K.712		Īçvarakumāra	kñuṃ si vā·kantai ku など寄進	kh	VII世紀	Bel (Kōmpoñ Spu)	IC. vol. VI, pp. 50-51
117	K.719			12 vā, 23 ku など多くの財貨寄進	kh	VII世紀	Popél (Tà Kèv)	IC. vol. VI, pp. 52-53
118	K.718	[=K.73と同一碑文につき No.84 参照]			kh	VII世紀	Popél (Tà Kèv)	IC. vol. VI, p. 52
119	K.739	[=K.560と同一碑文につき No.108 参照]			kh	VII世紀	Khvāv (Tà Kèv)	IC. vol. VI, p. 54
120	K.755			5 vā, 10 ku など kñuṃ vihāra	kh	VII世紀	Vāt Čhnāḥ (Tà Kèv)	IC. vol. VII, p. 55
121	K.757	Poñ Poñ Ācārya	Jñānavin Bhavakīrtti Viṣṇudeva	sre 寄進 sre 寄進 sre 寄進	kh kh kh	VII世紀	Vāt Bānak (Kōmpoñ Thoṃ)	IC. vol. VI, p. 101
122	K.759	Mratāñ	[名前不詳]	tve puṇya (善行をす る) Mratāñ	kh	VII世紀	Vāt Añ Bēñ Čak (Kandāl)	IC. vol. VI, p. 56
123	K.764			10 ku, 4 vā のリスト	kh	VII世紀	Vāt Añ Pisēi (Kōmpoñ Spu)	IC. vol. VI, p. 57
124	K.766			9 vā, 6 ku のリスト	kh	VII世紀	Vāt Tralēñ Kēñ (Kōmpoñ Čhnāñ)	IC. vol. VI, p. 58

No.	碑文No.	Titre	人 名	寄進・関連事項	言語	年 代(治世)	碑 文 名(採取地)	所 載 文 献
125	K.784	Vrah̄ Kamratāñ Añ		kñum ta kantai, ku, vā	kh	VII世紀	Pràsàt Añ Práh̄ Thăt (Kômpon̄ Spu)	IC. vol. VI, p. 59
126	K.787			2 ku, 2 vā のリスト	kh	VII世紀	Văt Añ Práh̄ Rāy (Kandāl)	IC. vol. VI, p. 60
127	K.788	Mratāñ	Govinda	ku, kon, tmur sarv- vapiṇḍa (青年の kñum)	kh	VII世紀	Văt Añ Srēi (Kômpon̄ Spu)	IC. vol. VI, p. 61
128	K.789		某 Bhāgavata	Thnal Vnaḥ の pura の kule (家族)	skt	VII世紀	Văt Bārày (Tà Kèv)	IC. vol. V, p. 60
129	K.790	Poñ [Yajamāna]	Siñ	vā, ku, 10 sre, tloñ で数える稲田	kh	VII世紀	Collection de Lopez (Tà Kèv)	IC. vol. V, pp. 71-72
130	K.808	Poñ Poñ	Ru. . . Mitra Sin	vā, ku, kon の寄進 vā, ku, <sup>a</sup> me, sarvva- piṇḍa (青年の kñum)	kh kh	VII世紀	Pràsàt Ôlok (Siem-Ráp)	IC. vol. IV, p. 37
131	K.810			10 ku のリスト	kh	VII世紀	Tuol Mũn (Kandāl)	IC. vol. VI, p. 62
132	K.811	Mratāñ	Svāmi. . .	ge kñum vrah̄ droñ poñ (Poñ の領域) について	kh	VII世紀	Nāk Tà Tras (Kandāl)	IC. vol. VI, p. 63
133	K.816		. . . ddivrañ	vā, ku, <sup>a</sup> me, amras など多数のkñum	kh	VII世紀	Tour B: voisin de Robaṅ Romās (Kômpon̄ Thom)	IC. vol. VI, p. 64
134	K.818	Mratāñ Mratāñ Khloñ	(名前不詳) Guha (?)	ājñā vrah̄ (勅令) puṇya (善行) kñum 共有	kh kh kh	VII世紀	Pràsàt Khlāñ (Siem-Ráp)	IC. vol. VI, p. 65
135	K.877	Mratāñ Mratāñ	. . . svāmi (Yajamāna)	14 vā, 21 ku 寄進 sre など寄進	kh kh	VII世紀	Tuol Añ Rolāñ Ken (Kandāl)	IC. vol. VI, pp. 66-68
136	K.884	Po Cas	Sūryadatta		kh	VII世紀	Trapāñ Vèh (Tra-vinh)	IC. vol. VI, p. 69
137	K.903	Poñ	[名前不詳]	vā, slā, rañko	kh	VII世紀	Nāk Tà Svày Damba (Kandāl)	IC. vol. VI, p. 70

No.	碑文No.	Titre	人	名	寄進・関連事項	言語	年代(治世)	碑文名(採取地)	所載文献
138	K. 911	Vraḥ pāda (王?)	Valāditya			kh	VII世紀	Vāt Srè Bèn (Chaudoc)	IC. vol. V, p. 85
139	K. 922	Tañ Añ	(不詳)	kñum		kh	VII世紀	Mébon Occidental (Siem-Ráp)	IC. vol. VI, p. 71
140	K. 927	Kurāk Mratañ Kloñ Poñ Poñ	Çuragrāma Bhā Prasanna Tep Vrau Kros Bhā Viçarada	sre tnal (講) sre 売却 sre の寄進 Kloñ Tep から買入れ	kh kh kh kh kh	6 XX (çaka)	Thma Kré (Kraçèh)	IC. vol. V, p. 22	
141	K. 939	Mratañ Kloñ Kamratañ Añ	Bhavapura Svāmi Cāturvidya	sruk と Pura の関係	kh kh	VIII世紀	Tuol Çam : Añgkor Bórei (Tà Kèv)	IC. vol. V, p. 56	
142	K. 786	Mratañ	(Yajamana)	神へ寄進 10 vā, 21 ku	kh	VII世紀	Tuol Vāt Càs (Kômpon Chnān)	IC. vol. VII, p. 107	
143	K. 956	Mratañ	(Yajamana)	諸職の kñum [10世紀の碑文併記]	kh	VII世紀	Vāt Samrôn (Prei Vèh)	IC. vol. VII, pp. 128-132	
144	K. 430	Poñ	[名前不詳]	vā, ku, kon	kh	VII世紀	Phnom Pros (Kraçèh)	IC. vol. VI, p. 44	
145	K. 427	Poñ Poñ Poñ Poñ Poñ Mratañ Mratañ	Kumaramat Kulaiakṣa Bhā Puṣpa Çrava Bhagavan Candravira	sre, vā, canlek (布地) など寄進	kh kh kh kh kh kh kh	VII世紀	Tuol Prah That (Kômpon Spu)	IC. vol. VI, p. 43	
146	K. 670			ājñā vraḥ (勅令)	kh	VII世紀	Phnom Dà (Tà Kèv)	IC. vol. VII, p. 88	
147	K. 126			kantai. ghoda, vā, ku, kon の記録	kh	VII—VIII世紀	Tuol Kók Prāsāt (Kraçèh)	IC. vol. VII, p. 33	

No.	碑文No.	Titre	人 名	寄進・関連事項	言語	年 代(治世)	碑 文 名(採取地)	所 載 文 献
148	K. 146			kñuṃ, <sup>a</sup> nak vrah, vā, ku, si, tai などのリスト	kh	VIII世紀	Kakòh (Kômpon Thom)	IC. vol. VI, p. 80
149	K. 607			vā, ku	kh	VIII世紀	Sambór-prei Kúk : groupe S (Kômpon Thom)	IC. vol. IV, p. 19
150	K. 981	Yati (僧)		vipra (バラモン)に敬 われている Yati	kh	VIII世紀	Vât Si Tha't Prāmānch'a (Udon)	IC. vol. VII, pp. 159-160
151	K. 728	Kloñ Pamnos ta pjuh (僧)	(Pañcarā の地の)	vā, ku, sre を寄進 droñ vrah 境内の権限 [神の領域]を持つ僧	kh	VIII世紀	D56 du Musée de Phnom Péñ (?)	IC. vol. V, pp. 83-84
152	K. 421			yava (米穀), madhu (蜜)などが取れる土地	kh	VIII世紀	Tháp-mū'oi (Sadec)	IC. vol. V, pp. 272-273
153	K. 389	Upādhyāya	ārāmika (ārāma の住人) Rājavihāra	[一般住民] kṣetra (田地)	skt skt	VIII世紀	Hin K'ôn (Nak'on Ràc'āsima)	IC. vol. VI, pp. 78-79
154	K. 3		Kumārambha	dāsa : 20人 kuti (祠堂)	skt	VIII世紀 (水真臘)	Vong-thê (Long-Xuyen)	BEEEO. Tome 36, pp. 7-13
155	K. 7	Kamrek K. A.	Çambhuvarmadeva	Tāñ Añ Purohita を兼務	kh	VIII世紀 (水真臘)	Pràsàt Prām Loven (Sadec)	BEFEO. Tome 36, pp. 3-4
156	K. 388	Upādhyāyā Kamratāñ Añ	Rājabhikṣu Rājabhikṣu Rājabhikṣu Rājabhikṣu (=Nṛpendrādhīpativar- man)	dāsa  (王もしくは王族)	skt kh kh kh	VIII世紀	Hin K'ôn (Nak'on Ràc'āsima)	IC. vol. VI, pp. 74-77
157	K. 726	Kvuñ, Tvaḥ, Tpāp, Kloñ Sruk  Yuddhāpramu- kha (戦士の長) Ge pādāmūla (尊者たち) Kloñ Ge (人々の長)	} Bhadracandra Īçvaraçānti	sre の交換・売買 [Hastipādarakṣa の長] sre の所有者 液状バターと交換 取得した sre を奉納	kh kh kh kh	VIII世紀		

No.	碑文No.	Titre	人 名	寄進・関連事項	言語	年 代(治世)	碑 文 名(採取地)	所 載 文 献
157	K. 726	Kloñ Poñ Kloñ Poñ Kloñ Kloñ	Drā Taañ Īcānagupta Daṃ Vinayagupta (Yajamāna) (Yajamāna) Kcan	sre の交換 sre の由来 sre の由来 kñuṃをāçramaに配置 kñuṃ のグループ sre の交換取得	kh	VIII世紀	Tañ Krañ (Kōmpoñ Čam)	IC. vol. V, pp. 75-80
158	K. 259	Vañijām adhipa (商人の長) (=Khloñ vanik)			skt	VIII世紀	Vāt Khnàt (S) (Siem-Ráp)	IC. vol. VII, pp. 50-51
追補 41	K. 44	Poñ Poñ ge ta crop ucita samvatsara (年 貢を徴収する人た ち) Paṃnos (僧)	Totil Viṣṇukirtī	勅令設置  信仰を強く持つ僧。寺 院の役務をする僧	kh kh  kh	674年 (Jayavarman I)	Práñ Kúhā Lúoñ (Kōmpot)	IC. vol. II, pp. 10-13
追補 46	K. 561	Poñ Poñ Poñ Poñ Kloñ Poñ Poñ Mratāñ Poñ Poñ Poñ Kloñ	Kdat Dharmakirtti Bhāçanti Candrānan Khe Kaṃvin Devādhivas Dharmme Viñita Siddhikirtti Vidyakumāra Amṛta	寺院の稻田の境界を明 確にするため左記の各 人の travañ(貯水池) でその広さを明示し た。  他の寺院との共有指示 2 ku, 4 vā の寄進	kh kh kh kh kh kh kh kh kh kh kh kh	681年 (Jayavarman I)	Tūol An Tnòt (Tà Kèv)	IC. vol. II, pp. 39-44

石沢：カンボジア Preaṅkor 期の諸 titre について